

第5回佐用町議会〔定例〕会議録（第3日）

平成18年3月7日（火曜日）

出席議員 (52名)	1 番	高 見 誠 規	2 番	笹 田 鈴 香
	3 番	井 口 春 美	4 番	小 松 博 之
	5 番	吉 井 秀 美	6 番	木 村 愼 吾
	7 番	青 木 宏	8 番	井 上 洋 文
	9 番	福 本 利 基	10 番	高 木 照 雄
	11 番	岡 本 安 夫	12 番	矢 内 作 夫
	13 番	広 畑 寛	14 番	石 黒 永 剛
	15 番	森 本 和 生	16 番	川 田 真 悟
	17 番	片 山 武 憲		
	19 番	岡 本 義 次	20 番	反 橋 護
	21 番	山 本 幹 雄	22 番	山 田 敏 雄
	23 番	大 下 吉 三 郎	24 番	坂 本 順 子
	25 番	山 田 弘 治	26 番	竹 内 茂 吉
	27 番	石 原 俊 一	28 番	鍋 島 裕 文
	29 番	廣 瀬 武 志	30 番	大 下 東 一
	31 番	西 岡 正	32 番	山 本 重 夫
	33 番	森 本 和 昭	34 番	西 田 政 幸
	35 番	目 黒 有 博	36 番	森 崎 龍 二
	37 番	西 尾 誠	38 番	巴 忠 重
	39 番	塩 崎 幸 夫	40 番	中 尾 正 俊
	41 番	敏 森 正 勝	42 番	山 田 勇
	43 番	新 田 俊 一	44 番	幸 田 孝 美
	45 番	植 戸 勝 治	46 番	金 谷 英 志
	47 番	松 尾 文 雄	48 番	西 本 俊 秀
	49 番	廣 瀬 福 市	50 番	笠 間 満
	51 番	大 久 保 宏 務		
	53 番	猪 口 久 雄	54 番	梶 原 義 正

欠席議員 (2 名)	18 番	中 井 恒 治	52 番	新 田 新 一
遅刻議員 (1 名)	54 番	梶 原 義 正 (午後より出席)		
早退議員 (0 名)				
事務局出席	事 務 局 長	岡 本 一 良	事 務 副 局 長	谷 村 忠 則
職員職氏名	書 記	坂 上 晴 幸		
説明のため 出席した者 の職氏名 (2 9 名)	町 長	庵 迢 典 章	教 育 長	衣 笠 孝
	天 文 台 長	黒 田 武 彦	総 務 課 長	小 林 隆 俊
	財 政 課 長	小 河 正 文	まちづくり課長	南 上 透
	生涯学習課長	岸 井 春 乗	出 納 室 長	小 笹 和 則
	税 務 課 長	大 橋 正 毅	住 民 課 長	山 口 良 一
	健 康 課 長	達 見 一 夫	福 祉 課 長	内 山 導 男
	スポーツ振興課長	井 村 均	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	住 宅 管 理 課 長	田 村 章 憲
	地 籍 調 査 課 長	清 水 好 一	商 工 観 光 課 長	芳 原 廣 史
	農 業 共 済 課 長	城 内 哲 久	下 水 道 課 長	寺 本 康 二
	水 道 課 長	西 田 建 一	クリーンセンター所長	森 脇 正 洋
	教育委員会総務課長	山 口 清	教育委員会教育推進課長	芳 原 清 和
	消 防 長	加 藤 隆 久	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南 光 支 所 長	森 崎 文 和	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴
	天文台公園課長	杉 本 幸 六		
欠席者 (0 名)				
遅刻者 (1 名)	税 務 課 長	大 橋 正 毅 (午後より出席)		
議事日程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 10 時 00 分 開会

副議長（大下吉三郎君） おはようございます。早朝よりお揃いで御出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

本日、午前中、議長が不在のため、私副議長が議長が戻ります間、議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

また、本日の 3 番目に私が一般質問を行う予定になっておりますが、一般質問を行う順番を変えますので、よろしくお願いいたしたいと存じます。一般質問の最後に私が行うようにいたしたいと存じます。

なお、本日 2 名の傍聴申込みがありましたので、これを許可いたしております。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守いただくようお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は定数に達しておりますので、直ちに会議を再開いたします。

なお、本日の欠席者は、議長、半日。中井恒治、1 日。新田新一、1 日。当局税務課長、半日。4 名の欠席が出ておりますので、これを許可しております。

〔高見君「議長」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） はい。

1 番（高見誠規君） 僕が 1 番に質問するんやけども、議長どないしとんや。梶原さんは。何で休んどん。

副議長（大下吉三郎君） それは都合により申し出がありましたので、代わって私が執り行いたいと、今申し上げたとおりでございます。

1 番（高見誠規君） 都合により言うたてね、まあ、役場の職員でも忌引なら忌引、どういうふうに三親等以内の親族とか、姻族何親等とかいうて、職員はそういうふうに縛られとるわけですね。ほいで、議長わけもなしに休んでやね、それを説明せんなら、議長要職のくせにやな、そんなもん。

〔「言葉は慎まなあかん。要職のくせになんて言うべきじゃない」と呼ぶ者あり〕

副議長（大下吉三郎君） まあ、一身上の都合ということの申し出でございますので、許可をしております。

1 番（高見誠規君） 議長、一身上の都合いうて、それは何事ですか。公務員のくせにやね。

〔「くせにいうことはない。何ぼ何でもない」と呼ぶ者あり〕

1 番（高見誠規君） いや、公務員はやな、そういうふうに一身上の都合で休むいうこと認められるんですか。有給休暇なんかないでしょ。

〔「みんながほかの議員も欠席しとる議長も」と呼ぶ者あり〕

1 番（高見誠規君） いやいや、議長やからな。

〔「議長とか関係あれへん」と呼ぶ者あり〕

1 番（高見誠規君） 君も休んどったけどな、こないだ。

副議長（大下吉三郎君） 静粛に願いたいと思いますが。高見議員。そのようなことで今回了承願いたいと思います。

日程第 1．一般質問

副議長（大下吉三郎君） それでは、日程に入りたいと思います。1 番、高見誠規君。高見さん、一般質問に入りたいと思います。答弁願います。

〔高見君 登壇〕

1 番（高見誠規君） 1 番、高見誠規です。まあ、欠席するということについて、いろいろ意見はありますしですね、私は 5 期 15 年間務めさせていただきました。この間、独居老人になりましたけども、体調に恵まれまして、年 4 回の定例議会に許される一般質問は、議会と当局の御協力で述べ 59 回させていただき、今回が 60 回目最後の質問となります。町民から付託された任務の一部を果たすことが出来たのではないかと考えております。心残りになっている課題、以下 2 点を質問させていただきます。よろしくをお願いします。

第 1 の質問は、佐用町指定史跡「利神城跡」の国指定についてであります。佐用町指定史跡「利神城跡」の国指定の町の取組みと同「海内、平安仏」の町修復、それから古文書のマイクロフィルムをプリントアウトするリーダープリンターの配備を求め、「2001 年」としてはありますが、「2000 年」に訂正してください。2000 年 9 月議会以降、たびたび質問してきました。リーダープリンターは 2001 年に配備され、「海内、平安仏」は 2005 年 3 月に修復が完了しました。残るは「利神城跡」の国指定だけになっていました。その後、郡内 4 町合併が決定しました。旧佐用町の文化的シンボルとしての提案を発展させ、新町統合のシンボル、文化遺産として利神城跡の国指定を求め、質問を重ねてきたところであります。

当局の答弁は、1 つ、同城跡の文化的な評価を学術書、県教育委員長分署などで裏づけられました。05 年 12 月議会、一般質問の町長答弁。2 つ、また航空写真を撮っており、国指定を受けるようにしたいと決意を表明されました。1 月 10 日、共産党町議団交渉の町長回答。3、その取組みは旧町の事業結果を十分引継いでやっていきたいとされています。06 年 2 月決算委員会、教育長答弁。4 つ、一方、土地問題を解決するための高見提案「上月町なみの委員会」は、新年度予算に採択しないと答弁され、行政内検討会を約束されました。05 年 12 月議会、一般質問の町長答弁。

質問 1 つ、同城跡国指定の最大のネックとなっている用地問題解決の方策を質問します。

第 2 は、憲法 9 条改悪反対の運動についての質問です。自民党は昨年 10 月、結党 50 周年大会で「新憲法草案」を決定し、憲法第 9 条 2 項を削除し、「自衛軍の保持」を明記しています。自衛軍の任務として、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動への参加を規定し、海外での軍事行動を行うことを公然と打ち出しました。しかも、重大なことは、自衛軍の海外で参加する軍事行動の内容や形態に一切の制約がありません。この規定なら、米英軍によるイラク侵略戦争も国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動となり、自衛軍が参戦できるということになります。民主党の前原代表は、「憲法を改正して、集団自衛権を行使できるようにすべきだ」12 月、訪米でと、海外での武力行使が改憲の目的であることを露骨に述べました。一方、アメリカの「平和のための退役軍人会」の「危機に瀕している日本憲法第 9 条を支持する決議」(2004 年 7 月)は、「親愛なる日本の皆さん、私たちは 9 条が戦争による支配を法の支配に置きかえる地上の生きた模範であるというあなた方の考え方を共有する」と述べました。

戦争を体験した者として、憲法第 9 条の戦争の放棄を永久に守るべきだとの立場から質問します。質問 1 つ、マスコミは一斉に自民党の「新憲法草案」は、海外での武力行使に道を開くとしましたが、町長の見解をお尋ねします。質問 2 つ、憲法 9 条改悪に反対し、平和を守る草の根の運動を、町長として町民に呼びかけられないか。

以上 2 点、質問いたします。よろしくお願いします。

副議長（大下吉三郎君） 高見誠規君の発言は終わりました。町長、どうぞ。

町長（庵逄典章君） はい、議長。それでは、まず、高見議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

佐用町の史跡でございます利神城跡の国指定についての御質問で、たびたび御質問いただいておりますけれども、答弁といたしましては、前回答弁させていただいたと同じような内容になります。12 月議会でもお答えをさせていただきましたけれども、国指定におきましては、基本的に前段、麓までですね、これを範囲として、指定するには地権者の同意が必要であることなどが要件として挙げられますが、この同意を得られないことが現在まだ国指定に向けてのですね、事務が進まない大きな課題でございます。今までの佐用町指定史跡の指定に対する承諾状況につきましては、12 月議会でお答えさせていただいたとおりでございます。町指定は昭和 58 年 5 月 20 日で、その範囲は平福川に面した一部でございます。昭和 59 年に同意を得た区域は、県指定申請に伴うものというふうに思われますけれども、部分的であるために、まだ県指定にも至っておりません。また、平成 11 年の行為同意は航空撮影を行うために、樹木の伐採を行うことの承諾でありまして、2 筆を除いて承諾を得ております。

議員たびたび御指摘のように国指定に向けての取組みのためには、地権者のこの同意を得ることが不可欠な要件でございますけれども、何分にも個人の財産権に係わることであり、強制ができません。今後とも粘り強く理解を得れるよう、努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2 点目の憲法第 9 条の関係についての御質問でございます。現在、憲法の改定についていろいろと議論がなされているところであり、自民党によります新憲法の草案ということで出ておりますけれども、いろいろと議論があるところであります。しかし、安全と平和を願うということにつきましては、全国民が一致した思いである

というふうに考えております。そういう観点に立ってですね、今後国民的議論の状況を見守っていかねばならないというふうに思います。憲法の改正が改悪なのか、必要なのかは、民主的な議論とその手続によって決められるものであり、現段階において、この改正を改悪と決めつけて、町長が町民に働きかけるということは、これは出来ないというふうに思っております。

以上、答弁いたします。

〔高見君 挙手〕

副議長（大下吉三郎君） 1 番、高見さん。

1 番（高見誠規君） はい。これが質問、もう時間残のことしよう思ってもやめますさかいに、あれですけど。まあ、最前言いましたですね、1 番の中で 1、2、3、4 と番号ふっとなについては教育長さんも、町長さんも間違いないですね。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。そのように確認をしてお答えをさしていただいたところでございます。

副議長（大下吉三郎君） よろしいか。

〔教育長「はい」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） はい、どうぞ。

教育長（衣笠孝君） そのとおりでございます。

1 番（高見誠規君） ここまで進んだということなんですけども、前の旧佐用町議の阿蘇さんらが熱心に取り組まれていただいたんですけど、ちょっと僕としては中断したような印象を受けとんです。それで、せっかくの国財産ですから、現在の到達点、この 1、2、3、4 ということになると思うんですけども、その到達点を明らかにしてですね、新町の統合のシンボリックな事業というようにぜひしてもらいたいと思うんです。町長、どうですか。

副議長（大下吉三郎君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。まああの、新町の統合のシンボリックな事業という位置づけが出来るかどうかは分かりません。これはまあ、文化財という非常に長い歴史的な観点から捉えていかなきゃいけない事業であります。当然あの、大きなこの財源も必要でありますけれども、時間もかかります。こういう文化財、それもこの山城、非常に広大な規模の大きいものについて、今後これを保存整備していこうということになれば、時間的にも 5 年、10 年で出来ることではございません。何十年もずっと永続的に

続けていかなきゃいけないというような問題であろうというふうに思っておりますので、そういう観点で今後文化財の地域の歴史的な文化財を守ると、そういうものを生かしていくという観点から取組んでいきたいと。引き続いて取組んでいきたいというふうに考えております。

1 番（高見誠規君） まああの、今言われるように長期的なもんですけども、まあ、このこの合併を機にですね、ぜひ取組んでもらいたいと思います。

それから、私が 1 番の中のアラビア数字で 4 として言うております、行政内検討委員会というものを約束されたと、今確認されましたが、それについてですね、5 W1H いうんか、いつ、どこで、だれが、何を、どうする、ないでしょう。いう点でやね、要点ちょっと説明していただけませんか。町長。

副議長（大下吉三郎君） はい、どうぞ。町長。

町長（庵逄典章君） まああの、この点につきましては、今後新町として新しいその組織の中で、教育委員会、町教委としてですね、この担当部署として担当をしてまいります。今後ですね、文化財の担当部署の中で関係課の職員と一緒に協力をしてですね、まず、現在のもう一度残されている課題、またこれから進め方、そういうものをまず整理をしながらですね、これから取組んでまいりたいというふうに考えております。

副議長（大下吉三郎君） はい、高見さん。

1 番（高見誠規君） その発足させる時期はいつごろと思われとんですか。

副議長（大下吉三郎君） 町長。

町長（庵逄典章君） これにつきましては、先ほど言いましたように、この問題はかなり長期的にこう考えていかなければならないというふうに思いますから、現在合併後の事務調整、いろいろとスタートしたばかりです。体制がですね。そういう中で、今後教育委員会の中で考えていただきたいというふうに思っております。

〔高見君 挙手〕

副議長（大下吉三郎君） はい、高見君。

1 番（高見誠規君） 教育長さんにお尋ねしますけども、今、町長がそういうことを言われたんですけども、教育長さんの構想としてはどういうふうになりますか。

〔教育長「はい」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） はい、教育長。

教育長（衣笠孝君） 前の決算委員会でもお答えいたしましたように、旧町との兼ね合いがございますので、今現在、担当が旧町の様子等を精査しておるところでござ

います。つきましては、今、町長も答弁がありましたように、行政内検討委員会ということでございますけども、できましたらそういうものを町の方とも十分話し合いをしましてしていきたいなと。ちょっと時期につきましては、来月からやりますとかいうことはちょっと言えませんが、新しい町になりましたことを契機にいたしまして、教育委員会の方へこの文化財の方、回ってきておりますから、教育委員会の方で責任を持ってそういうものを検討をこれからしていきたいなと思っております。

まずはとにかく、少しまあ写真を撮っとんですけども、国指定になるべくいろんな面の写真を撮らないけませんので、地権者の方と話なるべく進むように、今までの経過も踏まえまして、検討もしていけないかなと、こういうことを思っております。

〔高見君 挙手〕

副議長（大下吉三郎君） はい、高見君。

1 番（高見誠規君） はい。ということは、町の方は、町長部局の方ではなしに、町長としては教育委員会に任してしまうと、こういうことですか。

副議長（大下吉三郎君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 町長部局、教育委員会部局、これは担当がね、そういう形で主担当をしてやりますけども、これは両方連携、同じ町です。町としての取組みということで進めていくわけですから。あの、今言われるように、どういう考え方で言われてるか分かりませんが、一方的に教育委員会に任してしまうというような考え方はございません。

〔高見君「はい」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） はい、高見君。

1 番（高見誠規君） 昨日も社会教育の問題なんかもどなたか質問されよったけども、何かこう教育委員会との町との関係いうんか、どうもすっきりした感じがせんのですけども、まあ、双方でほんなら協議してやっていくと、こういうことなんですか。

副議長（大下吉三郎君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然ですね、社会教育、またこういう文化財の関係含めて、教育委員会と町というのは同じ町の全体の行政の中で捉えていかなきゃいけないというふうに思っております。ですから、例えば今回の文化財のこの問題についてもですね、当然いろんな考え方、文化財保護という観点からですね、この価値、学術的なもの、そういうものはですね、教育委員会の文化財としてしっかりと押さえていただいて、それに伴う手続き、またそれに伴うその費用、予算、こういうものは町の財政全体の中で捉えていかなきゃいけないわけですから、そういうことで両方連携して一緒にやっていくということをお話をさせていただいておりますので、決して教育委員会と町行政がですね、全く相反したものなり、離れた別々のものではないということとは

十分に申し上げておきたいと思います。

〔高見君 挙手〕

副議長（大下吉三郎君） はい、高見君。

1 番（高見誠規君） はい。まああの、教育委員会というのは、行政委員会いうんかね、あの、いう面もありますからですね、まあそういう点も十分わきまえていただいでですね、やっていかんと、昨日の議論の中でちょっと聞いた町長の答弁では、教育委員会ももう町長が全部 1 つの課みたいにしてね、教育委員会を動かしていくというようなふうに僕は受取れたんですけども、行政委員会というものの任務いうんか役割いうんかね、そういう点も十分わきまえて両方やっていただきたいなと思います。この項の質問終わります。

憲法問題ですけど、非常にまあ、私も戦争中のこと知っとるもんが段々議員の中にも減ってくるという中で、どれだけ戦争いうもんが悲惨なもんかということは、戦争経験しとらん人、まあお父さんやおじさんが戦死されたとかね、いろいろ苦労されたというような引き上げで、えらい目に遭うたとかいうような方も若い人の中にはおられるかも分らんけど、直接そういう軍国主義の教育受けて、それが正しいんやと思い込まされてきた人間としてはですね、ほんまに若い人に戦争いうんはどれだけ理不尽なもので、不当なものであるかということを、ぜひ知ってもらいたいなという立場でこれ質問しとんです。

それで、2002 年 9 月の議会でも庵迢町長とですね、**武力攻撃事態法**という問題でいろいろ議論して、そのときには町長は、この**武力攻撃事態法**というものは、その内容は当然恒久平和を蹂躪したり、国民の基本的な人権を踏みにじったり、民主主義である民主主義を侵したりするものであってはならないことは当然と、こういうことを 2002 年 9 月議会と言われておるんです。当然なことなんです。ところが、この法律が制定されてからですね、このときも憲法議論したんですけども、関連の 7 法が成立するというその 1 つが国民保護法という格好で、佐用町でも 2 条例案というもんが提案されておるというように思うんです。それで、これはなかなか普通の災害と、町長もこないだ提案、議案第 61 号で町防災会議条例の一部改正の提案理由の説明で、国民保護 2 条例案の委員と区別せなあかんのんだということを言われて、提案されたと思うんですけども、普通の自然災害の場合の防災は、地方、都道府県市町村が責任持つと。ところが、この国民保護 2 条例案については、国が主導するということになっております。そういう点でいろいろ米軍との関連とか、戦争に町自治体が巻き込まれていく、職員も動員されると、実際そういうことがこの第一次、第二次世界大戦の中でありましたからね。公然と国民の自由や権利も踏みにじられるというような**武力攻撃事態法**の下での国民保護条例、2 条例ですけどもね、そういう点で、例えば、物資の補完命令に違反したという場合、罰則があります。別に、安保条約や地位協定や刑特法とか、最高 10 年以下の懲役にもこれらの条例について、違反した場合出てくるという中でですね、この町長が 2002 年の 9 月議会に言われよったものではないと、そういう甘いものではないんだということを、この条例の基本的なね、制定していかないかんという中で基本はそういうことになっとるわけなんです。そういう点でどう思われますかね。このたび、またその条例案を町長が提案されとんですけども。前言われよったような事態ではないという点で、どういうふうに考えられますか。

副議長（大下吉三郎君） 町長、どうぞ。

町長（庵逄典章君） まあ、日本の、国ですね、安全に係わる問題、非常に大きな問題で、私町長としてですね、じゃああの、佐用町としてどういうふうに対応していくかということ問われてもですね、独自にどうのこうの答弁出来るという問題ではないというような感じもいたします。これはやはり、私たち国民として、国として、この世界情勢の中でですね、この国の安全を確保していく、そういう大きな観点から今議論がされておりますし、この武力攻撃に対する国民保護法にしてもですね、やはり日本の国だけで平和を守っていくといっても、やっぱり国際情勢の中で平和を守っていきなさいいけないという中でですね、今の国際情勢から見ればどうしても国によって一方的な攻撃を受けることも想定しなければならないというような情勢があれば、それをどうして守るか、国民の安全をどうして守るかという観点の中でね、やはり国として指針を出して、それに対して国の中での自治体としての町もそれに対して義務を果たしていくということ。そういうことで、こういう条例というものがですね、制定をしていきなさいいけないということだと思います。

〔高見君「はい」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） はい、高見君。

1 番（高見誠規君） ですから、町長にお尋ねしたいんは、あの、そこまで考えてこのたびの条例 2 案ね、提案されとんかどうか。不本意やけども、わしは出しとんだと、法律で決まっとるからということなんか、そこをちょっと教えてほしいです。

副議長（大下吉三郎君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ですから、決して不本意で出してるわけではございません。今の国としてですね、そういう対応をしていきなさいいけないということが、国の民主的な議論の中で、手続の中で決められた以上は、それを履行していくのが、やっぱりそれぞれの市町の役割だと、責任だというふうに思います。

〔高見君「はい」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） はい、高見君。

1 番（高見誠規君） しかしながらですね、地方自治法の上で、そういうものをそれぞれの自治体で作っていかないかんということは、国の法律だけで一律に屈することは出来んという中での条例なんですからね。ですから、国の法律に違うような場合のいろいろ福祉関係とか上積みしていく問題もありますね。そういう場合でも条例を国の法律から超えて、住民を守るとか、それから、福祉を守るとかいうことで、条例化していくわけなんですからね。そこらは国が決めたからそれに従わないかんのだというんだったら別に条例いうもんは要らんのかなじゃないんですか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あ、そういう福祉のですね、サービスの様な問題とはまた性質が違うというふうに思います。町の財政力の中でですね、少しでも福祉サービス等、国の基準以上にですね、努力をしていく、これは各自治体の与えられたですね、やはり権限であり、努力の賜物であると思うんですけども、この国全体のこの安全、国防という、国の安全というような問題につきましてね、各ほんなら市町がバラバラにそれを対応していく、それでは国としての存在、形というものがどうなるかということでもあります。そのために私たちは国会議員というものを議員組織で作って、そこで民主的な議論の中でそういうことが国として決められているわけですから、私はそこで決められたものを自治体としてはね、それを制定していくという、その手続きによって町民にも、皆さんにもそういうことをよく分かっていただくというために、やはり自治体は自治体として条例も作っていくわけですけども、それはやっぱり国のひとつの大きな方針、形の中で決められるべきもんだというふうに思います。

副議長（大下吉三郎君） 時間がありませんので、まとめてください。

1 番（高見誠規君） ですからね、あの町長が言われるようなことだったら、別に条例作らんでもええわけなんです。わざわざ条例作るということは、佐用町もその法律の範囲内でそれに従わなしょうがないという中で作っとるわけなんです。町長が言われるように国で決めたことを全部従うたらえんやというんだったら、条例は要らんわけなんです。ですから、そういう点で、僕は町長としては、不本意なんやけども、作らなしょうがないんだと、こういうことなかなと思とったんですけど、そこらまで研究されとったんかどうかは僕知りませんけども。まあ、いずれにしてもそういうふうに今の武力攻撃事態を憲法改悪どんどんしていくという中で、この田舎の佐用町までね、そういう問題がいよいよ及んできたという中でですね。

副議長（大下吉三郎君） 時間 1 分前。

1 番（高見誠規君） ぜひとも、憲法を守るということで考えていただきたいということを言わしていただきまして、最後の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

副議長（大下吉三郎君） 高見誠規君の発言は終わりました。続いて、13 番、廣畑寛君。

〔廣畑君「はい、議長」と呼ぶ〕

〔廣畑君 登壇〕

13 番（廣畑寛君） おはようございます。13 番、廣畑です。国の安全に係わる非常に高尚な議論の後で、身近な問題で恐縮でございますけれども、2 点町長にお伺いしたいと思います。

庵逄町政の目指す今後の行政運営の方向性について、お伺いをしたいと思います。

このたびの合併はそうすることによって決してバラ色の未来が開けたというわけではなく、いやおうのない少子高齢、人口減、過疎化社会への変化に対応して、三位一

体の構造改革を進めて、地方分権型社会へと変革し、小さな政府を実現しなければならないという国としての必然性の中で、ほかには選択肢のない道であつたろうと思います。合併した今、住民と行政がそれぞれの立場で協働の精神で力を合わせて、自立していける自治体運営を目指して努力していかなければならないと思います。そのためには、行政側は徹底をして行財政改革を推進をすることによって、行政経費の無駄を削減をし、効果的な予算の執行に努めなければなりませんし、一方、われわれ住民は自分たちで出来ることは、出来るだけ自分の責任でやっていくという気概を持たなければなりませんと思います。住民の皆さん方にそういう意識を持ってもらうために努力をするのも、これからの行政の仕事のひとつであろうと思います。また、これは議員活動の大切な部分でもないだろうかと、私は思っています。そこで、今後めざしていかなければならないという行政運営の方向とは矛盾した点も考えられ、また、町長選における公約、住民との約束とも思える部分もある次の 2 点について、所信をお伺いしたいと思います。

1、南光支所の改築と将来展望の中でのその必要性について。

2、福祉タクシー制度、ひまわりサービス等、外出支援サービスについては、現行制度をすべて存続させるには膨大な財源が必要であり、不可能と思える。住民要望に対する行政サービスの限度と、住民の自己責任の兼ね合いについて。

以上、2 点について伺いたいと思います。以上です。

副議長（大下吉三郎君） はい。質問を終わり、答弁に入ります。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） 町長、どうぞ。

町長（庵逄典章君） それでは、廣畑議員の御質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、南光支所の改築についてでございます。旧南光町では、議会・住民からの強い要望の中で庁舎建設基金を積立てて改築の準備をされておりましたが、基金につきましては繰替運用され、一般財源として使われてしまい、合併までには建設がなされておirimせんでした。南光支所の庁舎は建築後 50 年余りを経過しており、木造 2 階建てでかなり危険な状態でございます。今後、支所機能としての役割や、また災害時の拠点施設としての役割を果たしていくためには、非常に問題のある状態でありますので、今後しっかりとした形で改築をしていかなければならない、整備をしていかなければならないという考え方で、新町といたしまして新年度予算にその調査費を計上し、今後の整備に向けて取組んでまいるということでございます。御理解を賜りますようお願いします。

次に、外出支援サービスについての御質問でございます。高齢者の外出支援につきましては、前回も高木議員からの御質問にお答えをいたしましたけども、本町における高齢化率はまだまだ上昇するものと予想いたしております。中でも後期高齢者と呼ばれる 75 歳以上の一人暮らし家庭は、今 749 世帯、それから 75 歳以上の高齢者夫婦のみの世帯が 263 世帯ございます。これを合わせますと 1,000 世帯を超えて、全世帯数の 15 パーセントにもなっております。若い間は車にも乗られ、自由に行動されておirimしても、加齢とともに運転も出来なくなり、また危険性も増してまいります。このような高齢者の皆さんの通院等の足の確保、外出支援は、公共交通機関のない本町

のような山間部におきましては、欠かせない行政課題となっておることを十分認識しております。そういう状況の中で、各旧町ともいろいろな方法で取組んできたところでもあります。また、一方ではより厳しくなる財政状況を乗り切るための施策の縮小もやむを得ないとされておりますけれども、過疎地域に必要な住民サービスは継続して、これを行っていく必要があるというふうに思っております。このため、先に御説明をいたしましたように、一部利用者の皆さんの負担も願いながら、長期にわたって運営が出来る制度の確立のために、現在いろいろと協議を続けております。4月当初からすべてのサービスが運用出来るかどうかはまだ確定しておりませんが、出来るだけきちっとした形でサービスが全町にわたって出来るように努力をしてみたいと思いますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔廣畑君 挙手〕

副議長（大下吉三郎君） はい、廣畑君。

13 番（廣畑寛君） まず初めの南光支所の件なんですが、去る 3 日の庁舎建設基金条例廃止条例の審議の際に、西岡議員との質疑、また、合併をしましてからこれまでの、主に南光町出身議員の方の質疑を聞いておりますと、まあどう言いますか、両方の議員さんがですね、どういう状況であれ、この建設を進めていってもらわなければ困ると。それも支所機能にプラスをしてですね、避難所あるいは会議等も出来るような施設でなければだめだというような考え方を披露をされております。私は今あの、南光町出身以外の議員の立場としてね、考えてみますとね、まあいろいろと旧南光町の財政状況の中で、目的基金である庁舎建設資金を取り崩されて、予算の編成がされた状態の中で、最終的に財調基金を持ち寄られて合併をされました。そういう状況をわれわれも見聞きをしております、まあ、表面的には庁舎建設はこれはやむを得んということで断念をされ、議会もそういう了承をされたんだというようなことも考えておったわけでありまして。このような経過から見ますとね、これからの新町のまちづくりの中ではね、南光支所の建設というものについては、慎重にそういう約束事があったということではなくね、これからのまちづくり計画の中でどうしても必要であり、こういうことに将来は役立てていくんだ、また、将来的には支所の統合、廃止というようなことも考えていかなければならない時期が当然出てくると思います。いつまでも支所機能をこのまま維持をしていくということも考えられませんが、そういう状況の中で南光支所の建設ということに踏み切ることには、どうしても全町的な理解と合意が必要であろうと思います。そういう観点から考えていただきたいと思うわけでありまして。その点について、町長、どのようにお考えでしょう。

副議長（大下吉三郎君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。当然ですね、あの、約束がしてあるからこれをやるということではございません。これは必要であるという観点からその整備を、その必要に応じた整備をしていくということでございます。支所機能プラス防災とかいろいろと言われますけども、それは支所機能というのはそういう面も含めた機能であると思っております。ですから、あの、決して支所というのはですね、窓口で町民の皆さんに手続したり、相談受けたりとするだけの機能ではない。これだけ広くなった区域

の中で、また災害時の消防団の活動においてもですね、ある程度地域、旧町ぐらいな単位の中で活動をしていかないと、本当に的確な活動がなかなか難しいと。そういう中でね、やっぱり地域、地域のこの生活、安全にまた効率良く行っていくためにもね、支所は必要だろうと。現在のね、状況では。そういうふうに思っております。ですから、その規模に、その必要な規模なりその内容につきましてはね、それに一応その機能を果たせるものにしていくということです。ですから、決して無駄なものを、大きなものを造るということでもございませんし、また、小さなものでいいということでもございません。そういうことを十分に検討して、整備をしていこうということでありますので、この点についてはですね、全町的な御理解をいただけるものというふうに思っております。

〔廣畑君「はい」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） はい、廣畑君。

13 番（廣畑寛君） あ、無駄な大きな物を造る必要はないということは、西岡議員も言われておりましたし、必要であれば、それは当然建設をして、慎重に調査をして、全町的な合意の下にね、建設をしていかなければならないと思うんですが、まああの場所は非常に町長もその 3 日にも言われましたが、非常にまあ交通の都合が悪い集積になっておりまして、それで後ろに文化センター、あるいは歯科保健センター、あの建物もね、十分これから活用して、商店街の駐車場的な、あるいは駐車場がもちろん十分要ると思うんですが、そういう形で新町にそこらも考えながらね、広場的な感じも必要でしょうし、そういう機能も持たせ合わせながら、慎重に進めていってもらいたいと思います。以上です。

それから、2 番目の高齢者の外出支援サービスの件でございますが、今、町長言われましたように、出来るだけ早く結論を出して、全町的に統一をした形で運営をしていきたいということをおっしゃったんですが、大体その目途をいつごろに立てておられるのか。4 月早々みたいなことも言われるし、はっきり分からないんですが、そこら辺はどうですか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、予算書を御覧いただいといますけども、まああの、一応予算といたしましてはですね、旧町でそれぞれ実施しておりました予算を基にですね、だいたいその総額ぐらいは確保、何とか財政厳しい中で確保していこうということで置いております。実際には、これ予算が承認いただいてから、実施をしていくわけで、これまでもですね、だいたい旧佐用町でも実施時期というのは、更新時期というのはですね、7 月からというような形でやってきておりました。まあ、それまでほんならどうするかと、他の旧町のサービスについてもですね、もうそれまで継続してやってきておりますのでね、4 月でなくなるということではないということです。ですからまあ、統一した形でやっていくのは、そういうものの現在やっているサービスとの調整も図って、移行していくという形になりますので、どうしても若干の猶予期間と言いますか、調整期間というものは必要になってくると思います。

方向としては、だいたいまあ 3 月一杯までにはですね、だいたいこういう方向で当面やっていきたいというものは出したいというふうに思っておりますけども、その実施については現在既存のサービスとの調整という形で、調整期間どれぐらいとったらいいか、この点については遅くても 2, 3 箇月というつもりではありますけども、まあそれぐらいな期間はかかるんじゃないかというふうに思っております。

〔廣畑君「議長」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） はい、廣畑君。

13 番（廣畑寛君） と申しますと、ほんならそれまでやね、7 月なら 7 月目途に統一をするというまでの予算、今までどおりだいたい組んでるんだということなんです、それまで例えば福祉タクシー制度、佐用町分予算組んでるということになるとね、その部分は旧佐用町の住民にだけというような状況になるんですか。

副議長（大下吉三郎君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今ですね、既に 1 年間のそのサービス券というものをお渡ししておりまして、有効期限がたぶん 6 月いっぱい。

〔「3 月いっぱい」と呼ぶ者あり〕

町長（庵逄典章君） 3 月いっぱいになってるのかな。まああの、実際にその辺、今調整期間が必要ならばね、どうしても必要ですから、その間は旧町のそれぞれのサービスのやり方、それは若干その 2 箇月、3 箇月は継続させていただかなければ調整にならないと思います。その間、ほんならそこんところをやめるということは出来ないというふうに思いますから。

〔廣畑君「はい」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） はい、廣畑君。

13 番（廣畑寛君） それではあの、それまでは、例えば、ひまわりサービスは旧南光町の住民の方にだけのサービス、福祉タクシーの補助制度は旧佐用町の住民の方にだけのサービスというような形で、とりあえず継続をしていくという形で確認してよろしんでしょうか。

副議長（大下吉三郎君） 町長。

町長（庵逄典章君） 事務的、手続的なことですから、担当課長からちょっと答弁させます。

副議長（大下吉三郎君） はい、担当課長。

福祉課長（内山導男君） 今、町長の方から答弁がありましたように、現実的にはです

ね、旧上月・三日月ではタクシー会社に委託しておりますそのワゴン車の路線運行もしております。なおかつ、南光町ではですね、今までひまわりサービスと言われる券を期限をきってお渡ししておりますので、その期限の整理期間も必要かと。それと、全町ひとつの方式でやりますとすると、そのベースには先だってちょっと申されましたように、ある程度タクシー助成がメインになろうかと思うんですが、その路線運行バスの整備の仕方等も調整が必要になりますので、本来は４月当初からすべて統一化するスタートが出来れば良かったんですが、なかなかそこまで至っておりませんので、当然経過期間というのを設けてですね、その経過期間の間につきましては、非常に申し訳ないんですが、現状のサービスを継続しながら、それを調整出来た段階で、一斉に切り替えるという段取りを進めてまいります。

〔廣畑君 挙手〕

副議長（大下吉三郎君） はい、廣畑君。

13 番（廣畑寛君） はい、議長。あの、それでやむを得ないと思うんですが、町長の話聞いておりますと、ほぼまあ新しい制度はバスの乗車券への町の負担と、それからまあ、タクシー券の助成と、ひまわりサービスの利用制限をつけてのひまわりサービスの継続ということかなとも思えるんですが、住民の要望、町長選の懇談会等でも、各会場必ずその外出支援のことについては要望が出ました。あの、あれもこれもしてあげたい、当然そういう気持ちはあるんですが、財源にも当然限りがあることでございますので、まああの、総花的に、玉虫色にあれもこれもやるというのではなくて、やっぱり絞ってね、やらなければならないということで、今申したような３点ぐらいの形で結論的に出るというように考えておっていいのでしょうか。

副議長（大下吉三郎君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。まああの、この事業につきましてはですね、今利用されている方、またこれからそういう利用を予定される方、みんなやはり期待をされるといえるのか、どうしてもやってほしいという要望の強い事業です。しかしまあ、今回ですね、そういう中で請願という形でですね、出ておりますけども、その請願を持ってこられた方の話でもですね、高齢者の皆さんもやはり町の財政事情というのは非常によく分かっておられると思います。それをいくらでもやって、町が財政厳しい中で難しいということも分かっていると。だから、高齢者の皆さんも、自分たちも費用の負担というのはこれはある程度やってもいいんだと。しかし、その制度として、そういう中でね、出来るだけの負担もするけども、制度も残してほしいということも言われております。皆さんがやはり町の財政状況、この状態というものもね、よく理解していただいた上で、町といたしましても、出来るだけいろんな面でのこの経費の削減、財源の確保というものを図りながらね、皆さんの期待に応えられるような制度を作り、また、利用される方も少しでもそういう町財政に対して、そういう軽減を図れるように工夫をしてね、使っていただけるような、そういう制度として継続して長くこれが続けられるようなね、制度にしていきたいというふうに思っております。

〔廣畑君「はい、議長」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） 廣畑君。

13 番（廣畑寛君） はい、あの、まさに今、町長言われましたように、行政として出来る限りのことはするけれども、町民の方も当然負える負担、精一杯の責任は果たしてほしいということで、住民と行政が協力をし合って、これからの行政運営というものは初めて成り立つんだと思います。まああの、町長も行政運営ということを選挙の公約の一番に掲げられまして、私どもも少なくとも他町にひけをとらない行政運営の行財政の改革の実績というものも残してこられた。公共事業の入札から情報公開から、あるいは経費の削減から、その行政をこれからもしっかりと進めていってほしいと思いますし、また、住民へのそういう啓発も当然いろいろ難しい問題も多くあると思いますけれども、やっていっていただかなければならないと思います。私個人は、町長、少なくとももう 1 期はこれを仕上げるために頑張ってもらわないけんなどとは思ったりしておるんですが、町長自身はね、本当にどれもこれも難しい問題で大変であると思いますが、この期で自分の任期はもうないんだというぐらいの覚悟を持って、信念を持って今の行政運営を進めていっていただきたいと思います。そういう要望をしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

副議長（大下吉三郎君） 廣畑寛君の発言は終わりました。続いて、28 番、鍋島裕文君。

〔鍋島君 登壇〕

28 番（鍋島裕文君） 28 番、日本共産党の鍋島です。私はまず、町職員の暴力問題について、その厳格な対応と再発防止を求めて質問いたします。

昨年 8 月、町営笹ヶ丘荘の職員が勤務中、同僚職員に暴力を加えたとの訴えが町民から先月寄せられたため、問題の性格上、デリケートな側面もあり、慎重な対応が必要であること。しかし、事実ならば放置出来ない問題と考え、事情を調査しました。その結果、被害者は病院の診断書を取り、佐用警察に被害届を出していることを確認しました。また、当時の施設管理者であった旧産業課長は、本人に確認したが、暴力を加えた事実はないと明言したため、問題にしなかったし、当時の町議会にも報告しなかったと釈明しています。しかし、その後、佐用警察に問い合わせると、被害届は検察庁に送検され、初犯であることなどの理由で起訴猶予の決定がされ、現在起訴猶予期間であることが判明しました。言うまでもなく、起訴猶予とは犯罪はあったが起訴を猶予するとのことであります。どういう理由があろうとも暴力は許されないし、まして、神聖な職場では絶対あってはなりません。町長の厳格な対応を求め、質問いたします。

第 1 点目、この事件をどのように把握しているのか。

第 2 点目、事実を確認し、地方公務員法等に照らし、厳格に対処すべきではないか。

第 3 点目、今後絶対あってはならないが、再発防止についてどう考えるのか。

第 4 点目、とりわけ、重要なことであるが、被害者が訴えたことにより、被害者が不利益な扱いを受けるようなことがあってはならないと考えるが、どうか。

以上、答弁をよろしくお願いします。

次に、アスベスト問題について伺います。久崎保育園で高濃度アスベストが検出され、当局はその対応を明らかにしているわけですが、久崎保育園だけでなく、その他の公共施設でアスベストが検出されている施設の問題も含めて伺います。

第 1 点目、久崎保育園の飛散濃度測定結果を明らかにされたい。

第2点目、次のアスベスト検出施設も飛散濃度測定を早急を実施すべきではないか。上月文化会館、ホテルドーム、朝霧園について。

第3点目、久崎保育園のアスベスト除去工事期間中の保育はどうするのか。

第4点目、久崎保育園の移転新築問題について伺います。その1、同園の敷地が民有地であることから、旧上月町の方針は旧城陽電子株式会社跡への移築が確認されていましたが、町長はどう考えておられるのか。その2、同園移築に際し、地元から旧JA久崎支所跡の購入要望が出されているわけですが、町長の見解を伺います。

最後に、学校給食について質問します。昨年から佐用中学校並びに上月中学校で長年町民から要求されていた学校給食が実施されるようになり、喜ばれていますが、これまで中学校給食導入に際し、議会で議論されてきた内容の総括や、今後の問題について伺います。

第1点目、この間当局は、中学校給食導入を求める町民に対し、導入拒否の理由のひとつとして、次の点を上げていたが、導入後の実態はどうなっているのか。その1、中学校は小学校と違い、食べる量が違うため、中学生には不向き。その2、逆に、中学校給食は残菜が多く出るとの見解。この点についてはどうか。

第2点目、佐用・上月での導入後の現時点での評価を伺います。

第3点目、町内では上月3小学校だけ実施されている学校給食の自校方式について伺います。その1、センター方式に比べて、自校方式の良さをどう考えているのか。その2、子どもに作り手が見え、食物アレルギーの子などへの対応が細やかに対応しやすい自校方式は存続すべきと考えるが、どうか。

第4点目、給食センターの空調設備について伺います。その1、町内のセンターの設置状況はどうか。その2、食品衛生上、室温25以下とされてされています。早急に設置すべきではないか。

以上、町長の答弁をお願いいたします。

副議長（大下吉三郎君） 質問を終わり、答弁に入ります。町長、どうぞ。

町長（庵逄典章君） はい、議長。それでは、鍋島議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、町職員の暴力事件についてという御質問でございます。このことにつきまして、この質問通告を受けて、初めて知ったところでございます。前担当課長に聞きましたが、この出来事につきましては、それぞれ職員の一時的な感情の行き違いが元で、口論から起きた出来事であるというふうに聞いており、佐用警察に被害届が出て、佐用警察において事情聴取がなされたものの、暴力行為があったか、なかったかについても、双方の言い分に食い違いがあり、はっきりしない状況のようでございます。警察に問い合わせをいたしました結果、11月に起訴猶予ということで、不起訴になっており、本人にも処分の通知もされていないということから、暴力事件として捉えるほどのことではないのではないかというふうには思いますけれども、原因につきましては、それぞれまあ職員間の感情的な行き違いというのは多々あることと思いますけれども、特にこの根の深いというものではないというふうに思っております。それぞれ現在におきましては、職員も正常に勤務をいたしております。今後はこのようなことがないように、職員の輪を大切に仲良くそれぞれ勤務をするように注意をしたところでございます。

次に、アスベスト対策についての御質問でございます。久崎保育園での高濃度アスベストが検出されたことに対して、その対策についてでございますが、同園の空气中

の飛散濃度測定結果については、アスベストの繊維質濃度調査を 2 階の遊戯室と、1 階の年中児の保育室の 2 箇所を実施をいたしております。その調査結果は、いずれも基準値でございます 1 リットル当たり 10 本を大幅に下回るもので、環境庁のアスベストモニタリングマニュアルによる数値では、遊戯室におきましては 0.035、また、保育室におきましては 0.13 本というふうになっております。これは一般的な今の大気中、現在の通常の大気中の濃度とだいたい同じような数値でございます。

上月文化会館、上月体育館、朝霧園の 3 施設も飛散濃度測定を早期に実施すべきではないかとの御質問でございますが、上月文化会館、上月体育館につきましては、2 月 28 日に工事発注の入札を行いまして、対策工事を今後実施してまいります。朝霧園につきましては、非飛散性ミクライトでありますけれども、2 施設同様に入札後封じ込め工事を行いますので、石綿、アスベストの繊維質濃度調査を実施する予定はございません。飛散防止対策工事を早急に進めることで悲惨の危険性も回避出来るものと思っております。

久崎保育園の除去工事期間中の保育についてでございますが、平成 17 年度予算対応でこの除去工事を行いますけれども、予算につきましては明許繰越を行い、工事を進めることといたしております。期間につきましては、アスベスト除去は 5 月の連休を予定いたしておりますが、除去工事が延びるようなことがあれば、地区センター等の保育も視野に入れながら、よく協議をして進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、久崎保育園の移転問題についての 2 点の御質問でございます。同園の敷地が民有地であることから、旧の城陽電子跡への移転が確認されていたということでございますけれども、まああの、地元の地域の皆さん方にもお聞きして、そういう方向で今後考えようということは言われてたということで聞いております。また、同園移築に関しまして、旧の J A 久崎支所跡の購入要望も出されているかとの質問でございますが、同園敷地は民有地であることは一部ですね、全部ではないですけども、承知いたしております。また、旧城陽電子の跡地は、旧上月町が購入されております。また、旧 J A 久崎支所跡地の購入要望は先般も自治会から出されております。今回、同園のアスベスト対策工事を実施することから、すぐにこの移転をするということは考えておりませんけれども、久崎保育所におきましても、かなり築後経過年数を経て、老朽化もしておるのが実情であります。今後ですね、全体の保育園のですね、整備計画というものを考えながら、この久崎保育所の移転についてもそういう計画の中で取り組んでまいりたいというふうに思っております。まあ、その計画、改築が、実際に改築を行うという段階におきまして、当然移転先については旧町いろいろと考えられた点について、十分に配慮しながら考えて、移転先として城陽電子跡地というものも視野に入れて考えていきたいというふうに思っております。

次に、学校給食の問題についてでございます。

まず、導入後の実態についてでございますが、特に問題等はないように聞いております。また、食べ残しについても主食については、小・中学校ともほとんどありません。副食、特に野菜で若干残る程度であり、給食指導等によって良い結果を挙げているのではないかとこのように思っております。次に、佐用及び上月中学校の給食導入についての評価についてでございますが、既に実施をされていた上津・三土、また三日月の各中学校とともに、佐用及び上月中学校が給食を実施したことによりまして、町内各学校の足並みが揃いまして、健康面や食に対する教育がより効果的に実施が出来るものというふうに思っております。

次に、幕山・上月・久崎小学校の自校方式の給食についての良さと存続ということ

でございますが、給食センターによる給食と自校方式による給食を単純に比較することは出来ないというふうに思います。それぞれ良い面、評価出来る面あると思いますけれども、ただ、自校方式を今後続けるかどうかは、やはり維持経費や修繕費、財政的に大きな負担となることも事実でありまして、今後の学校給食の運営全般について検討をしながら、対応を考えていきたいというふうに思っております。

次に、給食センターの空調設備についてということでございます。佐用の給食センターにおきましては、食料庫、下処理室、事務室、休憩室及び厨房に空調設備を設置しております。厨房では火気使用箇所について7箇所の換気設備を設置するとともに、サラダ等の温度防止につきましては、空調設備からスポット的に2箇所から冷風を送り、食品への安全配慮を行いながら給食を作っているという状況でございます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

副議長（大下吉三郎君） はい、鍋島裕文君。

28 番（鍋島裕文君） じゃあ、再質問させていただきます。

まずあの、最初の町職員の問題であります。今からの議論はね、警察等が起訴猶予したという前提に立って議論をお願いしたい。つまり、犯罪はあったということでのね、議論をしていただきたいというふうに思います。それで伺いますが、まず、この暴力行為があったという前提で立つならばね、当然、町としてはそのことを本人に確認し、また必要なね、対応は求められます。まあ、私最初聞いたのは、本人が事実がないと言ったから議会にも報告しなかったと、旧上月ではね、いうふうに聞いていたわけでありましてけども、そういうことからしたら、未だにね、本人がしてないと言うんだったら、そのことははっきりさせる必要があるんじゃないか。これは、被害者は女子町職員であります。非情な思いで訴えをされています。そういうことからすれば、暴力が犯罪という立場に立つかどうかという問題も含めてね、やっぱりこの本人に本当にやったかどうか、やってなければ冤罪ですよ。起訴猶予っていうことはね。やってなければ冤罪です。そのことをはっきりさせる必要があるんじゃないかと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

副議長（大下吉三郎君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。まああの、鍋島議員お話のように、暴力は犯罪です。当然、その暴力行為を行うことは現に慎まなければなりませんし、暴力が起きれば、それは処分されることは、暴力行為を行えばですね、処分されるということは当然のことだと思います。そういう当然前提に立ちますけれども、今回の場合、聞いてみますと、そういう暴力と言える、大きくですね、問題にするような状況でもないんじゃないかと、口論の中からそういう行動がお互いに認識の違いがありますけれども、若干そういう粗暴な形が出たということぐらいでしょうけども。まああの、今現在、職員も仲良くですね、って言いますか、正常に同じ職場で勤務をしておりますのでね、今について大きく問題に取上げるということは必要はないんじゃないかというふうに私は判断をしたところでございます。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） はい。あの、被害者の女子職員もね、どちらも町職員ということで、最高責任者は町長ですね。そういうことからしたら、感情の行き違いやら何やら、それはいろんなことあったでしょう。しかしね、町長自身が、これは笹ヶ丘に限らず全職場でね、やっぱりどんな理由があろうとも暴力はあかんという立場をきちっとけじめつけるならばね、この、問題も本人がやってないと言ってるんだったら、やっぱりそのことはきちっと確認してね、当然 2 人から事情を聞いたらいんですよ。きちっと確認する必要があるんじゃないかと。ただ、私は、一応第三者の佐用警察等の起訴猶予という処分決定、これは事実としてありますから、これはこれでね、きちっと本人に確認して、暴力はどんな理由があっても駄目だということをね、きちっと本人に伝える気はありませんか。

副議長（大下吉三郎君） 町長。

町長（庵逄典章君） はい。あの、まあこれまで担当課長を通じての話ですけども、当然その暴力については今言いましたように、全職員みんな同じ、一律あってはならないことです。今回、そういう事実があったかどうかは、私も今更確認は出来ませんが、そういうことはないようにということは本人に対してそういう話を一遍ささせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

副議長（大下吉三郎君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） あの、けじめをきちっとつけてね、つけることが再発防止になるわけですから、その点ではもう 1 回だけ確認します。本人にそういう事実があったかどうか、一応警察・検察庁ではこういう見解だということをきちっとつけてね、やっぱり本人にやったかどうかははっきりさせる。その点でするかどうか。それから、これは事実としたら、未だに謝罪の言葉もないらしいですよ。謝罪の言葉がないらしいです。やっぱり事実となれば謝罪すべきじゃないかというふうに思うんですけども、そこまで町長として指導するかは別としてね、本人にこの警察・検察庁の処分決定をきちっと確認して、あったかどうかを確認する。その点ではどうか。

もう 1 点、時間がないので。再発防止でね、これは聞いてください。最も大事なのは、泣き寝入りせずにね、訴えたことにより、その人がその後首になったり、不当な扱いを受けるかどうかというのが決定的なんです。そういう問題だと思うんですね。その点では、訴えたことにより、そういう不利益な扱いをしない。この点は言明しとく必要があるんじゃないか。

この 2 点について伺います。ちょっと、議長。静かにして、うるさいから。

副議長（大下吉三郎君） はい、私語を謹んでください。

町長（庵逄典章君） はい。全職員のね、対する責任ある立場としての町長として、そのことについては確認をいたします。それから、当然今までにもそういうことによって不利益な扱いはしておりませんし、これからもするつもりもありません。

〔鍋島君 挙手〕

副議長（大下吉三郎君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） はい。ぜひそういうことでね、あの、再発防止、今度は含めて、きちっと対応するということをお願いしたいと思います。

続いて、アスベスト問題について伺います。幸いなことに、久崎保育園は飛散濃度が遥かにね、基準値以下ということで、非常に喜んでおります。その点で、朝霧園については非飛散性のアスベストということでもありますけども、確認したいんですが、上月文化会館、ホタルドームについては、2 月 28 日に入札、現在工事中っていうたら、これ確認のしようがないんですけどね、工事中でなければ工事前の飛散濃度測定はきちっとやっていく必要があるんじゃないか。それが 1 点。

それから、工事後はやるということですけども、工事後は必ず飛散濃度測定をやる。この 2 点について伺います。

副議長（大下吉三郎君） はい、町長。はい、町長どうぞ。

町長（庵逄典章君） あの、この 2 件につきましては既に発注をして、今工事の準備をしております。しかしまあ、そういうことで、どちらもですね、現在同じように露出をしているわけではございません。あの、工事後もですね、同じようにきちっと封じ込めにして、除去するものと封じ込めしてしまいます。そういう意味でそこまでの測定をする必要はないというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

副議長（大下吉三郎君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） はい。やっぱり測定すべきだと思います。それはぜひね、検討してください。今回の久崎保育園のね、測定にしても、とりわけ子どもの問題というデリケートな問題があったにしてもね、密閉された屋根裏の問題ですから、今の町長の論理でいけば、久崎保育園もする必要ないということにもなるわけね。やっぱりきちとした事実、問題ないという事実は明らかにする必要があるんじゃないかというふうに思います。その点で答弁があったら、その点もお願いします。

続いて、久崎保育園の移築の問題であります。まああの、先ほどの町長答弁からすれば、確かに久崎保育園老朽化、それから建物の敷地が個人のものでですね、民有地。運動場は違いますけども。そういうことから、旧上月では旧城陽電子跡をね、購入する中で、移築が適当というような判断をされてきたというふうに思っております。その点では、町長もそういった経過を踏まえて尊重するというふうに答弁を聞きました。その点で、整備計画を作ったということでもありますけども、考え方によってはね、町長がこの 1, 2 年以内にこの移転をするという気持ちがあるのであれば、このアスベスト工事自体のね、実質は飛散していないわけですから、2,400 万円からのお金を使わなくても済むわけでもありますけども、移転が長引けば、当然工事はしなくていいと言っとなじらないですよ。経過からして 1, 2 年以内に、久崎保育園の移築を考えるということは考えられないかという 1 点。

それから、2 点目に、移築するのであれば、隣接するね、農協跡、久崎所跡、これを

購入して、地元から要望出てるように広くスペースをとるというようなことで、基本的には考えられないかどうか。その点をお願いします。

副議長（大下吉三郎君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、アスベスト工事につきましては、既に国の方の補助金もいただくようにしてですね、もう手続もしております。それは当然早急にやっていくべき移築、別にね、やっていくべき課題だというふうに思います。ただ、今後の保育所等の移築につきましては、まだまだほかの施設もたくさんございます。この久崎保育所を1,2年以内にですね、移築するということは、これはもうまだ計画が出来てませんし、財政的にもすぐにということは無理だというふうに思います。ただ、その農協跡地をですね、購入するということにつきまして、農協に対しましても今のところその話はありませんけども、一方的にどこかに払い下げるという形ではなくてですね、当然行政の方にですね、その跡地の活用についての相談はしてほしいという話は申し入れております。以上です。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） はい、鍋島君。

28番（鍋島裕文君） 時間ないので、最後に給食の関係では、給食センターの関係で2,3、時間まで伺います。

佐用給食センターの問題について、旧上月町の委員会でね、佐用給食センター行ったときに、現場の職員等指摘されたのは、空調設備がないためにね、窓は当然開けないと、虫が入ってくるということで。40度からの室温になるということですね、非情な苦情を言っておられます。そういう点からすれば、まず食中毒の菌というのは、これは一般的ではありますけども、一部の例外を除いてね、37度が増殖活発ピークですね、と言われてるんです。そういうことからすれば、室温が40度近いという状態をね、やっぱり食品衛生上放置出来ないんじゃないかというふうに考えるんですけども、その点から佐用の給食センターにエアコン、規定どおり室温25度、湿度80パーセント以下、これが基準らしいですけども、こういったことをやるというお考えはないかどうか、確認します。

副議長（大下吉三郎君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。あの、当然そういう食品の衛生上ですね、出来るだけの冷蔵庫、そしてスポット的なその食品が温度が上がらない処置、また換気扇等も備えております。全体をですね、これを25度ということになると、ほかの給食センターにおいても、とても出来ておりません。これは、やはり作業上ですね、煮炊きをする中で、当然生ものというものの扱いと、加熱するものの扱いというのは、また違ってまいります。そういう中で、食品の管理に努めながらですね、これまで給食センターにおきましても15,6名になると思いますけども、何の事故もなくみんなで頑張ってやっていただいておりますのが現状でございます。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） 最後の確認です。異常な状態ですよ、40 度近くに上がるといのはね、40 度越えるといのは。その状態を現場の職員も、それから子どもの安全上考えればね、当然行政責任を負う立場からエアコンの導入はね、当然求められるんですけども、これをそのまま今まで何もなかったから放置しとくと、エアコンを導入しないというようなことで行政の責任を果たしたとお考えになれるのかどうか。もしも、食中毒問題起こったときにね、そういったことを理由にならないのかどうか。この点で最後の答弁をお伺いします。

副議長（大下吉三郎君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、そういう形で大きな火を使っているところですから、なかなか対応が難しんですけども、スポットの冷房機を入れたりして対応して、改善に今後とも出来るだけの改善には努めてまいります。

副議長（大下吉三郎君） あと 1 分。あと 1 分あるんで。

28 番（鍋島裕文君） ありがとうございます。あの、経過から聞いたらね、キューピクル受電設備、これが 500 万もするからね、出来ないというふうに聞いてたんです。私らあ委員会で視察したときにね。つまり、当然せないかんと思っとるけども、予算がないということで対応しなかったと。それを聞いて私は怒ったわけですけどね。上月が加入するとき何で言ってもらえなかったかと。ほとんどの委員がその言われたんですよ。

〔町長「誰がそんなこと言ったん」と呼ぶ〕

28 番（鍋島裕文君） いやいや、あったんです。そういうこと聞いたんです。そういうこと聞いたけども、町長はそんなこと聞いておられますか。聞いてなかったらぜひ、そんなことがあるかどうかを確認してください。

副議長（大下吉三郎君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） だれがそのような話をしたのか分かりませんが、私はそういうふうな話は、私は聞いておりません。キューピクルがどうのこうのというような話は聞いておりません。

28 番（鍋島裕文君） 確認してください。

町長（庵逄典章君） 確認します。

28 番（鍋島裕文君） はい。

町長（庵逄典章君） だれが言ったかということも確認します。

副議長（大下吉三郎君） はい、時間がきました。鍋島裕文君の発言は終わりました。
続きまして、8 番、井上洋文君。

〔井上君「はい」と呼ぶ〕

〔井上君 登壇〕

8 番（井上洋文君） 8 番、公明党、井上洋文でございます。私は今回 2 点の質問をさせていただきます。

第 1 点目は、町営住宅についてでございます。

（イ）としまして、公営住宅法施行令の一部改正が決定され、子育て所帯の入居収入基準を大幅に緩和、また、DV 被害者や知的・精神障害者の単身での入居が可能になり、より多くの本当に住宅を必要とする人たちが入居できる制度へ一歩踏み出したと思われませんが、対応はいかがお考えか。

（ロ）としまして、旧佐用町以外の町営住宅は 1 戸 1 台の駐車場の確保しかなく、車社会の中で 1 戸 2.5 台が平均保有台数になっているが、夫婦 2 人働いている家庭が多く、せめて 2 台の確保が必要だが、いかがお考えか。

（ハ）としまして、住宅でのペット飼育についてでございます。高齢者で単身入居の方の中にはペットで心を癒したいと思っておられる方がおられると思うが、同居可能な住宅を今後作れないか、いかがお考えか。

第 2 点目は、妊産婦健康診査費補助の実施についてでございます。少子化対策が国を挙げての緊急課題とされ、平成 15 年 7 月に少子化社会対策基準法が制定されました。少子化社会大綱には、子どもを安心して生み育てる社会環境の整備に向けた方策が掲げられていますが、中でも経済的負担の軽減が重要な課題でございます。子ども未来財団の子育てコストに関する調査研究においても、妊娠出産コストが 50 万 3,683 円、0 歳児の子育てコストが 50 万 6,007 円、1 歳から 6 歳の子育てコストが 6 年間で 340 万 9,826 円と報告されています。子どもを生み育てる主役は母親ですが、せめて出産に要する費用の負担だけでも軽減されないかというのが実感でございます。県会公明党議員団として、昨年 11 月 14 日に知事への申し出を行い、更に妊産婦検診の負担軽減を求める署名活動で、県下で 41 万 6,966 名の方々より賛同の署名をいただき、2 月 6 日に県知事に対し、県本部女性局を代表する女性議員が直接要望いたしました。その結果、平成 18 年度当初予算に計上された妊婦後期健康診査費 1 万 5,000 円を上限に助成するようになったわけでございますが、本町としての事業の取組みについて伺いたします。

以上 2 点についてこの場からの質問を終了いたします。

副議長（大下吉三郎君） はい、町長、どうぞ。

町長（庵逄典章君） それでは、井上議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、町営住宅についての御質問で、公営住宅法施行令の一部改正についての御質問でございますが、公営住宅の適正かつ合理的な管理を図るため、単身での入居が可能な者の範囲の拡大、収入超過者に係る家賃制度の合理化等の改正が行われました。公募によらないで、ほかの公営住宅への入居が可能になり、世帯構成等々、住居規模等のミスマッチの解消及び防止を図るということでございます。また、単身入居が可

能な者の範囲の拡大では、これまでは身体障害者、生活保護者等に限って入居可能であったものが、新たに精神障害者及び知的障害者についても入居が可能になっております。また、DV被害者に対して婦人相談所の一時保護または婦人保護施設の保護が終了した日から5箇年を経過していない者、また裁判所が出した退去命令、または接近禁止命令の申し立てを行った者で5年を経過していない者の単身入居が可能になっております。また、裁量権の範囲の拡大として、小学校就学前の子どもがいる世帯については、月収26万8,000円まで入居を認め、家計の負担の大きい子育て世代の負担を軽減することになっております。また、4月から単身入居及び入居収入基準の緩和26万8,000円が認められ、高齢者の年齢を50歳以上から60歳以上に引き上げられております。また、収入超過者に係る家賃制度の合理化として、19年度以降の家賃について、その収入の超過割合に応じた一定期間後に近隣の住宅家賃となることとなります。以上が改正点でございますが、特に、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業に係る規定が施行され、精神障害者、知的障害者の単身入居が可能になりましたので、福祉部局と相談の上、常時の相談や対応、緊急時における医療機関等への連絡等、障害者に係る支援体制の状況により対応していきたいと考えております。

次に、住宅の駐車場についてでございます。2台目の駐車場確保ということですが、公営住宅の用地取得費及び建設費を必要最小限に止めるためには、ほとんどの町営住宅におきましては、基本的に1戸1台の駐車場でございます。旧佐用町におきましては、建替時に敷地の有効利用を図って、有料において2台目の駐車場の確保をいたしております。ほかの団地によりましては、敷地内に何台かの駐車が出来る団地もあります。2台目につきましては、建替計画の中で入居者等の意向を調査を行い、有料という形での駐車場の確保を今後必要になっていくというふうには考えております。

次に、住宅へのペットの飼育についてでございますが、現在の住宅においては一般の住宅と異なり、限られた敷地の中で壁ひとつ隔てて生活をされております。動物の好きな人ばかりが入居されるわけでありませんし、鳴声、臭い、糞等の入居者の迷惑になる場合もありますので、原則禁止をいたしております。ペットと同居可能住宅の建設については、公営住宅といたしましては、そこまでの住宅を考えておりません。

次に、妊産婦健康診査費用補助についてでございます。次に、議員御指摘の妊産婦の健康診査費補助制度におきましては、平成18年2月21日の平成18年度新規事業に係る県市町母子健康主管長会議の席上で初めて説明があったところでございます。当町では妊婦がより健やかに妊娠期を過ごし、安心して出産を迎え、丈夫な子どもを生み育てるために、妊娠中の異常、特に妊娠中毒症、糖尿病、貧血症状、出産する子どもに影響を与えると考えられる感染症等の発見のために、妊婦の健康診査が重要であると考えておりますので、県の指導どおり平成18年7月から実施できるように、今後、県、健康事務所等の指導を受け、近隣の市町村とも協議を行いながら実施に向けて進めてまいりたいというふうに思っております。

以上、この場での答弁といたします。

〔井上君「はい、議長」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） はい、井上君。

8番（井上洋文君） はい。1番の町営住宅の件についてお尋ねいたします。今回DV被害者等についてですね、もうあの対象になるわけですがけれども、このDV被害と

いうのはいつ起こるか分からないという現状でございますけれども、そういうことに対して対応出来るその住宅をですね、今後どんなんですか、その確保していかれるわけですか。どのようにあの確保されるか、その点を聞きたいと思います。

副議長（大下吉三郎君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 担当課長、ちょっと答弁お願いします。

住宅管理課長（田村章憲君） まああの、DV被害の方の対応ということでございますけれども、まああの、今のところ特公賃方が2戸空いております。これはなかなか家賃の方が高いので、入られる方は少ないわけでございますけれども、もしDVDの対象者で出てこられるようでありましたら、こちらの方で対応可能かと思っております。

〔井上君「はい」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） はい、どうぞ。

8番（井上洋文君） はい、分かりました。それと、精神障害者、知的障害者の単身入居が可能になるわけですけども、これを基準というのはどんなんですか。あの、国土交通省で定める程度であるものということなんですけども、どのぐらいの基準の方が入られるわけですか。

町長（庵逄典章君） 担当課長。

副議長（大下吉三郎君） はい、田村課長。

住宅管理課長（田村章憲君） あの、まあ、身体障害者と同程度ということになっておるんですが、まああの、知的障害者の方は1級から3級までの方が対象になるかと思っております。まああの、申し遅れましたが、身障の場合は1級から4級でございます。

副議長（大下吉三郎君） 井上君、よろしいか。

8番（井上洋文君） はい、分かりました。それと、小学就学前の子どもがいる家庭については、20万円がですね、26.8万円ですか、にまあ引き上げられるわけなんですけども、現在はどんなですか。すべて20万円を上限としての収入基準になってるわけですか。

町長（庵逄典章君） 担当課長。

副議長（大下吉三郎君） はい、田村課長。

住宅管理課長（田村章憲君） まああの、今までは20万円でしたが、今回から二十何万でしたかいね、その改正になった分に対応したいと考えております。

8 番（井上洋文君） 小学の就学前の子どもがいる家庭のみということですね。

住宅管理課長（田村章憲君） そうです。

〔井上君「はい」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） はい、井上君。

8 番（井上洋文君） その（口）の問題ですけれども、これは佐用町以外のですね、町営住宅調べさせていただきましたら、町内で現在ですね、501 の住宅数があるわけですけれども、佐用地区のみ 168 の住宅数で 275 の駐車場の数があるわけですけれども、上月・南光・三日月については 148 で 148、南光 70 の 70、三日月は 115 の 117 という駐車数なんですけれども、こないだうちあの、平成 12 年のときにですね、佐用町もそういうふうにして車社会の中で平均台数が 2.5 台ということで、この町内の保有台数を調べさせていただきました。そういうことで、山王住宅にしましても、芝谷にしましても、まあ 1 台は公営住宅法で決められておりますし、2 台目については有料でまああの造っていただいたわけなんですけれども、これまあの、上月町特にまあの、私ほかのそこは分かりませんが、力万の住宅等につきまして、これは全く 1 台で、その後はこれはまあ勝手に停めてくださいよというような格好でされとるわけなんですけれども、これはあの、平均 2.5 台のですね、保有台数の中で、勝手にどっかに停めてくださいよというようなことではなしにですね、今回まあ合併して 1 町になったわけですから、旧佐用町がそのようにしてやってるということであれば、町としては 2 台目ぐらいまでは有料であってもやはり確保すべきでないかという思いなんですけれども、そこらどうですか。

副議長（大下吉三郎君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今の現代のですね、車社会の中で、確かにその免許を持っておられる方 1 人 1 台というような時代の中で、1 台というのは本当にあの、家庭の実態には合っておりません。しかしまあ、一般のですね、それぞれ個人の住宅の方もですね、じゃあほんなら駐車場すべて自分の敷地内なりで確保されているかということ、なかなかあの、そういう余裕がないところについては駐車場を借りたりして、それぞれまあ個人の責任、その負担の中で確保されてるわけです。そういう中において一応公営住宅ということで、まあ家賃もなかなか一般よりかは当然安くしていかないけないということで、まあの、駐車場をですね、確保するために町が、じゃあ敷地を買って提供してというまでのことをするという事は、あの、非常に全町民的にはなかなか理解も得られない部分もあるんじゃないかというふうに思います。旧佐用町におきましてもですね、こういう問題、一遍に解決したわけじゃなくって、住宅の建替計画、20 年間の一応改築で、全部建替えていこうという計画の中でですね、そういう確保、まあ敷地を有効に使って、確保出来るようにということで進めてきた経過がございます。まあ、当然まあ、これからですね、まだまだ町営住宅の建替えもやっていかなくちゃいけない住宅もたくさんあります。今後まあ、住宅の管理の上でですね、住宅の戸数も含めてですけれども、どれだけ確保し、またその建替えの計画の内容の中においては、その実態に合った駐車場の確保ということも含めた計画を進めていきたいとは思っております。ただし、まあ今、旧佐用町で進めてきたように、当然入居者の負担

ということもね、これは前提になるというふうに思います。

〔井上君「はい」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） はい、井上君。

8 番（井上洋文君） 当然まあ、2 台目につきましては、この入居者のですね負担というのは、これは当然だと思うんですけども、やはりあの住宅の周辺にやはり駐車場がないというような現状でございますし、またあの、路上駐車をですね、されとる方がほとんどじゃないかと思うわけなんですけども、その点、その町の責任としてね、やはりあの、その入っておられる方が、今現在低額な家賃で入っとるわけなんですけども、責任としてやはりその近辺にですね、よくまあ入居者の方と協議されて、代金払ってもいいから確保してほしいと言われる方がまあ多数じゃないかと思うんですけど、そこらの協議をですね、されて駐車場の確保をしないと、路上駐車を町が認めてるような状況じゃないかと思うんですけど、その点、町長いかがですか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、まあそういう実態について私詳しくまだ、あの、把握しておりませんけども、まあ、入居者の方にもそういう面で十分に協力をいただかなきゃいけませんけども、あのまあ、近隣にですね、空地があって、またそういう土地を借りてですね、入居者の負担の中で駐車料が支払っていけるというような状態、そういうことが可能な住宅、必要な、逆にね、ところがあればですね、今後町としてそういう整備についてですね、考えていく必要もあるかというふうに思います。まああの、なかなかでも、住宅地の近くというのはですね、確保が出来ないと、町がその新たに土地を購入してまでですね、そういう方に提供するというのは非常に難しい。先ほど言いましたように全町的な町民の理解という面から見てもね、難しい点もあるんじゃないかというふうに思いますので、経費が少なくて出来るということであればですね、それは全部の住宅に出来るかどうか分かりませんけども、そういうところがあるかどうか、これも含めて把握をしていきたいと思っております。

〔井上君「はい」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） はい、井上君。

8 番（井上洋文君） この件については以上で終わらしていただきますけども、この（ハ）のですね、あの住宅でのペット飼育についてということなんですけども、これはやはり住宅の中に犬とか猫とか飼うということになればですね、佐用町長答弁ありましたように、まあ臭いもするし、まあ近隣との関係もございんですけども、これは私あの、テレビを見てましたら、あの、東京の方でこういう公営住宅の中にですね、やはりお年寄りの方が今後やっぱり暮らしていく上において、やはりまあ、このペットで心を癒されているということをやってましたんでね、まあ町の中にも今の住宅ということより、新しく造られる住宅の中にですね、そういうペットも飼育出来るよう

な、そういう部屋も造られてもどうかということで、まあこれはひとつの提案として、今の住宅の中でということじゃなしに、まあ考えていただいたらということで提案させていただきました。この件については結構でございます。

次に、あの、妊産婦の健康診査費補助の実施についてでございますけども、これはあの、先ほどお話ありましたように、だいたいあの何人ぐらいの方がですね、まあ該当される予定ですか、これ。

副議長（大下吉三郎君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 担当課長。

副議長（大下吉三郎君） はい、担当課長。

健康課長（達見一夫君） 平成 16 年度の出生者が 122 人おりますので、その前後かと思っています。

〔井上君「はい」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） はい、井上君。

8 番（井上洋文君） これはあの、まあ県内・県外関係なしにですね、近隣の町村、まあ県の医療機関においても、まあ出来るようになるわけですけども、これはあの、町民の方にですね、どのような格好で周知徹底、この 7 月から実施になるわけですけども、されようとしてるわけですか。

副議長（大下吉三郎君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） はい。今のところ、県の説明会を聞いておりますと、県の方もパンフレット、チラシ等を作るそうであります。それらに基づきまして、町の方、そのパンフレット、チラシの利用、また、防災無線放送、広報等で周知をしていきたいと思っております。

8 番（井上洋文君） これは現物給付になるわけですか。償還払い。

副議長（大下吉三郎君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 一応、県の方の指導といたしましては、現物給付でお願いしたいということなんですけども、医師会等の関係がありまして、契約等が出来れば現物給付ということではいけるかと思っておりますけれども、県外で受診される方もおりますので、今後それらについてはちょっと協議をしていきたいと思っております。

〔井上君「はい」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） はい、井上君。

8 番（井上洋文君） あ、里帰りですね、県外の方に帰られる場合も該当していくわけですね。

副議長（大下吉三郎君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） そのとおりでございます。

8 番（井上洋文君） はい、分かりました。それじゃあ、少子化対策についてですね、本年 4 月より小学校 3 年生から 6 年生までの児童手当が拡充され、10 月より出産一時金から 30 万円から 35 万円まで引き上げられます。また、特定不妊治療費も現行通算 3 年からですね、5 年に延長し、拡充されるようになります。本事業の 4 月実施に向けてですね、（聴取不能）の関係課のですね、方に、万全な体制で取組んでいただくことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。以上でございます。

副議長（大下吉三郎君） 井上洋文君の発言は終わりました。
ここでお諮りをいたします。昼食のため、1 時まで休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（大下吉三郎君） 異議なしの声がありますので、認めていきたいと思えます。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（梶原義正君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
午前中は欠席いたしまして、副議長に大変御苦勞をおかけしましたが、ただいまより私が議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
それでは、あの、一般質問を続けます。まず、5 番、吉井秀美君。

〔吉井君「はい、議長」と呼ぶ〕

〔吉井君 登壇〕

5 番（吉井秀美君） 失礼いたします。5 番、日本共産党の吉井秀美でございます。
私は国民健康保険被保険者資格証明書等の交付についてと、石井地区に役場出張所の設置と、4 月からの保育時間の件についての 3 点を質問いたします。
まず 1 点目に、国民健康保険税を滞納すると、ペナルティとして保険証を取上げ、資格証の発行を行っていることについてですが、保険証の取上げは悪質滞納者に限るとしていたものを、2000 年 4 月から滞納が 1 年を過ぎると資格証を発行するように改悪しました。資格証で医療を受けると、保険税を払っていないことが分かってしまうことや、窓口で医療費の全額を支払わなければならないということで、病院に行けず、症状を悪くしてしまったり、命に係わる事態が起こっていることがテレビで流され、社会問題化しています。資格証の交付をやめるべきだと思えるものですが、いかがでしょうか。
実際には、本町でも資格証は発行されていますので、旧町各々でどのような事情の場合

に資格証を発行したのか、合併でどのように調整されているのかをお尋ねします。

3点目に、決算委員会の報告で、旧南光町では、高齢者、乳幼児、障害者等については、資格証交付の対象から除外していたとありますが、今後弱者を守る立場で対応すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、石井地区において、上石井、「ゆう・あい・いしい」辺りに出張所の開設を要望する声を聞いています。この地域では、これまで福祉タクシーの利用が年24回という点でも、今は何とか運転出来ていても、近い将来運転出来なくなるとか、何回か事故を起こして怖くて町に出るのを控えているとか、高齢のため不安を訴える人が多くなってきました。遠くまで出かけて行かなくても済むように手立てをとるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、4月からの保育時間について質問をします。旧佐用町は午前8時30分から午後4時30分までが通常の保育時間ですが、4月からは8時から4時までに変更するようです。保護者との協議は十分なされたのか、合意を得ているのか、お尋ねをいたします。

また、延長保育について、佐用保育園ではおやつ代等として月に1,000円を徴収しているそうですが、平福保育園ではその負担を取っていないと聞いています。運営費で賄うことが妥当と考えますが、いかがでしょうか。

以上、この場での質問を終わります。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逋典章君） はい、議長。それでは、吉井議員からの御質問にお答えをいたします。

まず、国民健康保険証の発行等についてでございます。いろいろと町民に負担していただきますその負担の中で、税の滞納、また水道・下水道料金、住宅家賃等の滞納というのが、公平な行政を行う上で非常に大きな問題、課題になってきております。国保制度は支払能力に応じた応能部分と、応益に応じた応益部分で構成されていることは御存じのとおりでございます。応益部分については支払能力に応じて軽減措置が行われ、保険税は支払能力に応じた負担となっているものであります。滞納されるにはそれぞれの事情があることは十分理解しており、弁明書の提出、納税相談の案内等実施し、分割納入の相談、指導も行い、少しずつでも計画的に納入がされ、納入の誠意のある方については資格証の発行はいたしております。しかし、度重なる督促状の発行、納税相談の案内等についても全く反応がなく、納入の誠意が感じられない方につきましては、被保険者間の公平の観点から資格証明書を発行せざるを得ないと考えております。

2点目の資格証明書を発行するに当たっての旧町の基準につきましては、各町により若干の相違はあるものの、基本的には事務処理要領に基づき、資格証明書等交付審査委員会を実施の上、決定をいたしております。

3点目の資格証明書発行の対象について、旧南光町では、高齢者、乳幼児、障害者等については、資格証明書の発行対象から除外していたとありますが、確認をいたしましたところ、そういう特例の除外はしていないということであります。今後とも資格証明書の発行につきましては、被保険者の状況を把握して、十分考慮の上、適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

次に、石井地区に役場出張所の設置についてということでございますが、旧4町の中にも高齢化が進み、自治会自体が運営が出来ない状況も出てくるのが懸念をされますが、議員も御承知のように、国・地方を通じ非常に厳しい財政状況の中、国においては歳出改革路線を堅持強化するために、三位一体改革の推進による国庫補助金の削減、総人件費の

改革、債務改革等、構造改革について順次予算に反映をされ、また、国と地方を合わせた基礎的財政収支黒字化に向けて、財源保障機能の見直しの観点から、地方歳出の思い切った抑制等が、更なる推進がなされてきております。今後町民の御理解と御協力をいただきながら、行政改革に取組み、経費の節減に努め、早く行財政の安定化を図っていく必要があります。こういう状況から出張所を増やすということは出来ませんし、出張所を増やせないということの中では、新しい協働のまちづくりの推進や外出支援サービス等により、より良い方法で考えていきたいというふうに存じておりますので、御理解をお願いします。

次に、4月からの保育所の保育時間についてでございます。旧佐用町の保育時間は8時30分から午後4時30分といたしておりましたが、合併に合わせて新町内の保育園で調整した結果、保育園によっては小学校スクールバス利用もあるため、午前8時から統一することといたしました。これについては、10月に制定をしていただきました「佐用町保育園条例の別表」で、各保育園の定員、通常保育時間を8時から午後4時までと規定しております。一部には御家庭の御都合で「8時30分の方が良い」との声もありますが、母親の勤務の時間で「8時からの方が良い」との意見も多くあるように聞いております。これは、各保護者の都合でも意見が分かれるところだと思いますが、保育延長の実施をしている保育園では、最大午前8時から午後6時までの保育は可能となり、喜んでいただけているというふうに思っております。しかしながら、旧佐用町の石井、長谷、江川、上月の幕山保育園では、延長保育を実施しておりませんので、この場合、午後4時まででなく、4時30分まで保育してほしいとの意見だと思っておりますので、今後保護者とも協議を重ねて、出来るだけ実情に合った対応をしていきたいというふうに思います。

延長保育児童につきまして、月1,000円のおやつ代を御負担いただいている件につきましては、保育料として徴収しているのではなく、通常保育だけで帰る児童と、その後時間延長して残る児童に対して、当然おやつ等が必要となってくるために、その格差を是正するため、延長保育を希望する保護者が自主的に保護者会に納めていただいているもので、保護者会の別会計で運営をされております。これには、各保育園での長年の経過を反映しておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、この場での答弁といたします。

〔吉井君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、吉井君。

5番（吉井秀美君） 5番、吉井です。

まず、1点目の国民健康保険の保険証の資格証明書の件につきまして、再質問をいたします。国保に対しての町長は「支払能力に応じた負担となっている」とお答えになりましたけれども、この間、国保に対する国庫の負担率をずっと引き下げてきているために、全国どこの国保の会計も国保税を引き上げなければ成り立たないというような状況に追い込まれています。また、バブルの崩壊による長期の不況で収入が減少ということもあって、全国で収納率が低下し続けている実態があります。そういうことから、全国的には2割の人が国保証を取上げられているという状況にあると伺います。まさに金の切れ目が命の切れ目という弱者切捨ての政治が今行われているわけです。そこで、この新町の資格証の発行の状況ですけれども、今年の3月1日からの予定分としまして、旧佐用で11件、旧上月で5件、旧南光で6件、旧三日月で0件、22件の交付の予定がされております。先ほどあの、町長は、「旧南光で、高齢者、乳幼児、障害者等について確認したところ、交付対象から除外をしていない」というお答えでしたけれども、あの、決算委員会の委員長の

報告の中にはっきりとそう書いてありますし、そののところをもう一度確認したいんですけども。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。吉井議員、今、全国でですね、2割の方が証明書の発行というような対象だということですけども、現在ですね、先ほど新町として審査をいたしまして、そういうふうな証明書を発行せざるを得ないと判断した人が21件。そういうことで、1年以上滞納をされた方にですね、すべて発行するというような取扱いはしておりません。非常にまあいろいろと慎重に状況を判断しながらですね、そういう全く誠意が見られないし、これは発行せざるを得ないという判断をした場合のみしておりますので、この点はまず御理解いただきたいと思います。

旧南光町における状況につきましては、担当課長から報告をさせます。

〔住民課長「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、担当課長。

住民課長（山口良一君） 私が職員を通じてですね、確認をしたところ、そういうことで除外してないということでした。更にまたもう一遍確認してみたいと思いますけれども、今のところではですね、そういう確認をしております。

〔吉井君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、5番、吉井君。

5番（吉井秀美君） はい。5番、吉井です。

私も確認したんですけども、合併前のそれぞれの町で基準というのが多少違ってあったということですね、それを調整して一本化するんですけども、旧南光の場合、こういう例があるんですけども、基本的には国保証を発行するという立場で臨んでいたと。どうしても、どう指導しても全く改善されない悪質な滞納者に対しては、その資格証の発行という形になるんですけども、その世帯の中に老人と子どもが同居していると。こういう場合に、その老人と子どもの分は分離して、正規の保険証を発行したという例があるというふうに聞いているんですけども。そういうことは全く課長は把握されていないんですか。

議長（梶原義正君） はい、課長。

住民課長（山口良一君） 今回につきましても老人医療の関係につきましては除外しております。

〔吉井君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、吉井君。

5 番（吉井秀美君）

5 番、吉井です。

あの、私ここに決算の報告書を持って来てないんですけども、決算委員会の報告書の中に、南光町については老人と、それから障害者、乳幼児については除外していたということが報告書に書いてありますので、その点は再度確認をお願いしたいと思います。ですから、新町になってから、南光町のそのような弱者を守るというね、そういう配慮がなくなってしまった。そういうことになるわけで、私はせめてそういったね、社会的弱者に対しては特別な事情を配慮して、弾力運用をしていただきたいと思いますがいかがですか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君）

はい、町長。

町長（庵逄典章君）

吉井議員は、この南光町だけがその弱者を守れたような、対応をしてきたというふうに言われますけども、私たち旧佐用町におきましてもですね、基本的に保険証を発行することを前提に、まあ同じようにですね、どうしてもそういう誠意が全く見られない。また、状況的に見て、これは発行せざるを得ない場合に限って発行ということにしております。ですから、あの、これまで審査する場合もですね、家庭の状況というのは、そういう子どもさんがおられて病院に通っておられるとか、そういう状況もやっぱりちゃんと把握した上でね、それは判断をしておりますので、旧南光町に限ったことではございません。

〔吉井君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君）

はい、吉井君。

5 番（吉井秀美君）

はい。5 番、吉井です。

はい。あの、旧佐用で子どもが歯が痛くて困っているのに、保険証がないから治療に行けないということで、高見議員が相談を受けてね、「保険証を出してやってほしい」と、そういうふうに事務局にね、あの、かけあった事例もありますから、まあ町長そういうふうに言われますけども、その世帯構成の中でですね、弱者、子どもやお年寄りがいる場合、あの、柔軟対応、資格証じゃなくって、本来の保険証を出すというふうにね、していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（梶原義正君）

はい、町長。

町長（庵逄典章君）

何度も答弁しておりますけども、そういうことも含めてですね、ちゃんと窓口に来られて、状況をお話いただいて、やはり診療等については優先をして、しかしそれに対してやっぱり納税するという努力もしていただくという、両方がそのお願いをしてやっておりますのでね、資格証だけでなくやっぱり短期証という形でも出しておりますし、実際にその病院に子どもたちがそういうことで相談に来られた場合に、多分それはきちっと診療が受けれるように対応してきてると思います。今後ともそういうことについては十分配慮して行います。

〔吉井君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、吉井君。

5 番（吉井秀美君） はい、議長。5 番、吉井です。

では、2 点目の問題ですけれども、あの、町長も午前中の御答弁の中で、高齢で運転も危険になっているという、こういう実情はよく分かれている上でお尋ねするんですけれども、私は前々からその福祉タクシーの回数が 1 年間に 24 回と。この回数制限をなくして、もっと柔軟にですね、あの、必要なときに使いたい。こういう周辺部のお年寄りの声の中でね、やっぱり今運転出来てても、そのいろいろなことで自分も病気がちであったり、運転技術が衰えてきたり、いろいろ五感の感覚も衰えてきたり、そういうことで非常にもう運転に自信がない。こういうところにね、やっぱり行政が手を伸ばしていかないとならないというふうに思うんですけれども、町長は先ほど、外出支援サービスの利用と言われましたですけど、やはり近いところでいろいろな用が足せるというサービスは追及していかないといけないと思います。もう一度、御答弁ください。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然、サービスの向上ということについてはですね、総合的にこれは努力していかなければならないと思いますけれども、どうしてもこれについてはですね、経費負担というのは、これは町民がみんな負担をしていくわけです。ですから、あの、やはりその経費というお金がかかる問題についてもね、十分に考えて、これからの行政サービスをやっていかなきゃいけないという観点から、まああの、出張所をね、ここで石井に作ってほしいと。で、石井に出張所を作ったから、じゃあ外出支援のそういうサービス等、そういうものがなくても出来るかと言いますと、近所で 100 メーター、200 メーターの歩ける範囲の方はいいですけども、そこからもっと遠い人はいっぱいあります。そういう方にとっても、結局は同じです。それよりかは全体でそういうお金をですね、何とか削減しながら、経費節減しながらですね、みんなに対応出来るサービスに向けた方がいいというふうに思います。

〔吉井君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、吉井君。

5 番（吉井秀美君） はい。まあただ、石井に出張所を作って、そこでいろいろな申請の事務がしてもらえると、そういうふうなことだけでなくですね、「ゆう・あい・いしい」を地域の拠点としてね、位置づけているんですから、多面的な利用というののもやっていかなければならないし、そこらいろいろなことを発展させていくという考え方も出ていきますから、そういう点でその地に役場の業務も置いて、地域が寂れないように、そしてみんなが便利であるように考えていっていただきたいと思います。

続いて、次の 3 点目の質問ですけれども、4 月から 4 時以降については延長保育という扱いになって、1,000 円の徴収がなされるんですか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 担当課長、答弁させます。

議長（梶原義正君） はい、課長。

福祉課長（内山導男君） 2つの問題が一緒になったと思うんですが、延長保育につきましてはですね、10月に設立いただきましたあの条例の中で、延長保育のする保育所を違う保育所と限定しております。それから、おやつ代の1,000円につきましてはですね、あくまでもこれは保育料じゃなしに、どうしても特に夏場、状況を聞きますと夏場やなんかその小さな子どもたちが4時から6時まで預かるとすると、どうしてもおやつを与えないといけない。ジュースも与えたりというようなことになろうかと思うんですが、その中でおやつなしでその2時間保育するのが困難だということで、基本的にはその保護者が延長保育を希望される了解の下に、保護者が自主的に集めていただいて、残ってる子どもたちのおやつ代として使っていただくということでですね、今までは議員も先ほど御発言がありましたように、例えば佐用では、旧の状態でも佐用では集めておりましたけども、平福では集めてないというふうな、その保護者の自主性に任せた運用という格好で運用をしまいいっておりますので、それにつきましては、あくまでもその延長保育を希望される保護者の意向を受けてですね、その延長保育の時間に与えるおやつ代として月1,000円納めていただくということが慣例になっているところだと思います。これについても、いろいろ保育園でも協議してまいったようなんですが、特に旧上月町では各保育園で、幕山を除く保育園なんですけど、これにつきましては、これまで月1,500円そういう形で集められてきた経過もあるようですので、ひとつの目安として1,000円という金額を想定しておるのが今の現状でございます。

〔吉井君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、吉井君。

5番（吉井秀美君） はい、議長。5番、吉井です。

それぞれの保育園の保護者に任せていたということなんですけども、私が聞いておりますのと、町長さん方が捉えられているのとちょっとこうズレがありますので、私が聞いているのを申し上げたいと思いますが、今までは佐用保育園においてはそのおやつ代等ということで、月に1,000円。で、今の御答弁にもありましたが、平福ではそれは徴収されていなかった。で、この会計をしているのは保護者会ということに御認識のようなんですけれども、私が聞くとところによりますと、その保護者会は園から言われて、毎月延長保育料というかおやつ代として1,000円を保育料と一緒に納めていたというわけで、その会計は保護者会が持っていないんですね。

〔「延長保育料なんかとったりするん」と呼ぶ者あり〕

5番（吉井秀美君） え、違うんですか。で、あの、それからその週に2日とか、まあ子どもによっていろいろ、日によって違うんですけれども、週に2日とか3日とか、そういうの関係なくて1箇月1,000円というようなことですね、保護者の中でも何かよく分からないお金だと。おやつをもらってるのは分かってるけれども、そういうのでいろんな声が出てまして、1時間で1,000円とかで、それで4月からは1時間超過したらまた1,000円上積みとか、そういつてるかと思えば、まあ延長すれば1,000円ということになります

と、今まで 4 時半からが 1,000 円だったのが、4 時ということに保育時間になりますと、4 時以降の子はみんな延長保育の扱いになるんですか。

議長（梶原義正君） はい、課長。

福祉課長（内山導男君） 今現行です、この 17 年度の現行のそのおやつ代の徴収、これはあくまでも保育料ではありません。

5 番（吉井秀美君） 分かってます。すいません、議長。はい。時間がないので。じゃあ、4 月からどうなるのか、お答えいただいて、保育時間につきましてもね、この地域性があるって、8 時から預かってほしいというところや、8 時半からというのがあるんですけども、できればその全町統一しなければならないという理由はないと思うのでね、少し朝早く行く子はいても、終了の時間を 4 時半と、従来どおりになるところもあるんですが、4 時半というふうにするか、あの、各園従来どおりにするかね、そういったことは出来ないのかどうか。お願いします。

議長（梶原義正君） はい、課長。

福祉課長（内山導男君） その保育時間につきましてはですね、これはあの、私も引継いでおりますのは、合併時相当保育園の園長、職員を含めてですね、議論してまいったようです。ただ、統一的な見解というのがなかなか出にくいというふうな状況の中で、まああの、これも旧町によってバラバラということもあったようなんですが、基本的に原則的な時間は 8 時から 4 時までを通常保育とするというのを合併の協議の中で決定していただいて、先ほど町長から答えていただきましたように、条例の別表の中でも通常保育の時間は 8 時から 4 時までというふうに明記しております。ただ、それ以後、この合併後、私も何回か保育所の園長会議等出さしていただいてですね、その延長保育のやってる保育園については、ある程度時間的にカバー出来るんですが、延長保育のやってない保育園については、じゃあ 4 時以降どうするんだという話も何回もさせていただきました。その中で現実的には、職員が 5 時までおりますので、その日の若干のズレというのは全部職員が対応しております。その対応につきましては、今後もそういう形で対応していけるというふうに思っております。なお、どうしてもその地域の要望で、この 8 時半から 4 時半というのが最善であるということがですね、新しい新年度に入りまして園児も変わってまいりますので、その保護者と十分協議をさせていただいて、最適な方法というのを今後協議していけたらというふうに考えております。園長にもそういう話合いを持っております。

それから、おやつ代につきましては、あくまでも全保護者に伝わっているかどうかというのは、ちょっと現状でも疑問なんです、保護者会の幹部というか、役員会の中で御了承いただいて、本来はすべて保護者側の方で購入の会計までやっていただくのが当然なんです、便宜上、保護者から委託を受けたという形で保育園の方でやってる場合も現実にはあるというふうに理解してます。

5 番（吉井秀美君） 終わります。

議長（梶原義正君） 以上で吉井秀美君の質問は終わりました。続いて、11 番、岡本安夫君。

〔岡本君「はい」と呼ぶ〕

〔岡本君 登壇〕

11 番（岡本安夫君） はい。11 番、岡本です。私はこの度 3 件の質問をいたします。お昼ごはんも食べて、ちょっと眠たくなるんですけども、眠たい人は寝ていただいてやっていきたいと思います。3 件ですけども、2 件につきましては、前議員がやっておられるんですけども、1 回目の御答弁はとにかくお願いします。

まず、1 件目。森林災害復旧事業の今後の推進は。16 年の台風による森林災害復旧事業は、当初優先していた民家、あるいは道路の近くについては、順次されてるようですが、それ以外の山林の進み具合についてお尋ねいたします。

私の集落において、2 月 11 日にもかく全員申込みをしようということになった次第ですが、そのときの話合いの雰囲気では、かなりの人が事業内容については承知をされておられるが、「山林に対する愛着が薄れ、申し込む気が起こらなかった」とか、「負担金がかかるのならやめとくで」といったような声もありました。私の集落でこんな調子だったので、ほかの地区でも同じようなことかなと思ひまして、以下の点についてお答えをお願いします。

1、被害面積に対する事業の申請割合は非常に少ないのではと思われるますが、現在の申請面積と被害面積との割合はどのくらいでしょうか。

補助事業ですから当然年限があります。年限までに間に合うように積極的な推進をなされるべきでは。森林の多面的公益機能については、今更申すまでもなく、まして町長におかれましてはまさに「釈迦に説法」と思います。個人財産であり、申請主義のため、強制的に出来るものではありませんし、また、大変危険な作業になり、簡単ではないことも分かります。不在地主も多く、その対応など課題もありますが、二次災害の心配をされておられる方もいらっしゃると思いますので、具体的な推進策があれば、合わせて御答弁お願いいたします。

2 番目、福祉タクシー制度の継続についてです。旧佐用町の福祉タクシー制度は、旧佐用町においては全国的にも活気的な制度であり、また、昨年の町長選挙では 3 人の候補者の皆さんが旧南光町のひまわりサービスとともに公約に皆さん掲げられておられました。ここで私が問いたいのは、公約だから、また一度作った制度だから、何をさて置いてでも継続しろというより、工夫をしながら継続の努力をしてほしいということです。財政に余裕があれば町長も声を大にして「継続します」と言えるのですが、現時点では「いつまでもやります」とは断言出来ないと思います。しかしながら、継続を望む声は大です。共同利用の推進や、タクシー会社に値下げの交渉をされてはいかがでしょうか。

3 番目、合併効果の実感についてであります。合併効果の実感は町名が変わったというだけでは、いかにも寂しいです。将来、出張所や支所の職員も本庁に引き上げるだろうとの声も聞くが、職員に余裕がありそうな今こそ、「奥海のように合併前から役場から遠い地区では、奥海にとはまでは言わないが、上石井に三河のように出張所を置けないか」という意見をお聞きしました。「歳をとると佐用に出るのもおっくうになる。これからは年寄りばかりになる。少しでも近くの方で用を済ませたい」また、「新しい施設を建てるとか、人を減らすことだけを考えることが合併ではないぞ」というような声もありました。恐らく、行政サイドとは全く逆の発想のようですが、住民サービスの向上と合併効果の実感のために、出張所の配置を検討されてはいかがでしょうか。

以上です。

議長（梶原義正君）

はい、町長。

町長（庵逄典章君）

はい、議長。それでは、岡本議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、森林の災害復旧事業についてでございますが、県の被害災害箇所における復旧計画によりまして、人家、公共施設、河川等への緊急性の高い地域から風倒木の処理、治山事業等を行っておりますけれども、被害面積が広いため、まだ多くの被害森林が残っております。最初の面積の割合でございますが、風倒木被害が3割以上の被害山林について、森林災害復旧事業の申込書を出していただいておりますが、この申請面積が被害面積として集計をしておりますので、同じ面積となります。この被害面積が約、今、340ヘクタールということになっております。

次に、補助事業の年限であります。災害復旧事業は基本的に3箇年となり、来年度18年度までとなっておりますが、現在風倒木処理を行った面積について、森林組合が実施した面積で約82ヘクタールとなっております。被害面積が広くて、被害箇所も厳しい条件のところもございます。森林組合作業員は岡山県の粟倉、宍粟市からもお願いをして復旧作業をしておりますが、当初計画のとおり復旧が進んでいないというのが現状でございます。復旧事業は県下全域の問題であり、今後復旧期間の延長も含めて県に予算要望をしていくとともに、県森林組合、森林所有者と協議、調整を行い、出来るだけ早い復旧に努力をしてもらいたいというふうに思っております。

次に、二次災害への具体的な防止への推進対策についてであります。県の緊急箇所の復旧計画により実施しておりますので、町といたしましては、県に対しまして、森林災害復旧助成予算と早期完了についての要望を重ね、県協議の上、必要箇所についての復旧推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、高齢者の外出支援、福祉タクシー制度の継続ということについてでございます。福祉タクシー制度の存続につきましては、それぞれ各議員からの質問にもお答えをさせていただいたところでございます。当然、現在の、そしてより今後とも厳しくなる財政状況を考慮しながら、長期的な展望に立った制度として実施をしていかなければならないというふうに考えております。このため、町民の皆さん、そして利用者の皆さん共々ですね、御協力をいただき、御理解いただきながら、また、タクシーの業者さん等にもいろいろと協力をいただきながら、より良い制度の中で進めていく所存でございます。

次に、3点目の合併効果の実感ということに対して、出張所の設置等についての御質問でございます。先ほど、吉井議員にもお答えしましたけど、国、地方を通じて非常に厳しい財政状況の中、18年度の地方交付税におきましては、5.9パーセント減、臨時財政対策債の削減が9.5パーセントなど、非常に危機的な状況になってまいります。このような状況の中で今後町民の御理解と御協力を得ながら行政改革に取組み、歳出の抑制、人件費の抑制を図り、経費の節減に努めて、早く行財政の安定化を図っていく必要がございます。現在、職員にも余裕があるというふうに言われますが、それぞれ旧町の施設等を引継ぎ、まだ合併後旧町において職員の合併を控えてですね、旧4町におきましては職員の退職の不補充等の実施、また、旧4町の業務の統一・反映など、安定した行財政の運営のためには、どうしてもこれから4、5年ぐらひはこの合併効果を十分に発揮するのにかかってくるのではないかとこのように思います。まあ、今後、職員一丸となって新しい佐用町の建設に取り組んでまいりますけれども、こういう状況の中から出張所等、今後新たに増やすということについては、当然なかなか実際に出来ないということでお話をさせていただくのが適当かというふうに思います。

以上、この場での答弁といたします。

〔岡本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

11 番（岡本安夫君） はい。出張所の件なんですけどね、あの、私が聞いた話では、三河の出張所どないするんやという話があったわけなんですけど。当然、今置いてますけど、いずれ出張所、支所にしても引き上げていくだろうなというような話の中で、そこがあるんだったらこっちにもできないかと。それぞれまあ、自分とこ、我田引水じゃないんですけども、そういう方に対する説明をですね、三河はまあ例えば前からあるんだと。一種の既得権みたいな感じで納得されるかどうかなんですけどね。まあ、そういうことについてもやっぱり十分納得がいくように説明いうんですか、そういうのする必要があると思うんですけど、いかがでしょうか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあこれは、歴史的なこれまでの経過もありますし、合併という形でですね、旧町それぞれがいろんな考え方で、いろんな行政の仕組み、機構というもの作ってきて合併をしております。それを全部引継いだ形で新町が今あるわけです。ただ、まあ、これまであったものがすべてね、いつまでも同じように変化がないということ、また、変えないということではないということです、それはね。それは時代なり、その新町としての皆さんのいろんな今後新町がおかれていく状況の中です、必要な課題については、これはまた皆さんといろんな協議の中で合意を得られれば、またいろんな問題は変えていくということになると思います。だから、この出張所だけの問題ではないというふうに思っております。ただ、三河の出張所におきましてね、これまでの前は支所という形でありましたけども、一応出張所という形にして、合併協の中でも設置するということで設置をしておりますのでね、そこがあるから、じゃあ元にあったその石井に要るとか、石井にないのがおかしいとかという問題ではないと。それは、あの、合併というものはそれぞれの地域のそういう状況を引継いで、みんなが認めた中で、理解した上で合併をしているということです。ですから、そういうお話がね、あれば、まあ、三河の出張所についてはこういう経過の中で現在ありますということは、当然説明はしますけども、それだから、また新たにどこかに出張所を作っていかなきゃいけないと、いく必要が当然あるんだということにはならないというふうに思います。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

11 番（岡本安夫君） まああの、今後まあ、各地域でできるまちづくり協議会ですかね、そういう話の中でよその町はこうだったとか、うちはどうだという話がいろいろとまあ出ると思います。それで、どこもやっぱり公平にということをしてまえにいろんな意見が出るとは思いますけど、その都度きちんとまあ説明をしていただきたいなと思います。これはよろしいです。

まああの、タクシー制度につきましても、町長、以前 2 名の議員さんの質問の中でも必

要性というのは十分認識されております。また、それこそ業者やあるいは利用者の方にもいろんな理解を得ながら続けるんだという御答弁でしたので、これについては結構です。頑張っけて続けてもらたなと思ひます。

最初の森林災害の復旧で、その被害面積と申請面積同じということなんですけども、まあ受付けたのが被害面積という考えだったそうなんですけども、実際、実情の最初まあ、県外いったのかなあ、あれ。例えば、何ヘクタールかと把握しておられたのと、実際申請されている面積の割合ですね、それが分かれば。

町長（庵逄典章君） 担当課長、答弁。

議長（梶原義正君） はい、担当課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 被害森林につきましては、復旧事業申込書いうのを提出していただいております。これにつきましては、地籍とそれから被害面積、被害面積につきましては、その被害率についてその面積を出されておるわけなんですけども。

11 番（岡本安夫君） あの、ちょっと質問が下手だったんで申し訳ないです。あのね、その出し方について言ってるんじゃないです。あの、実際受けてる面積、申請面積を被害面積じゃなくて、あの、例えばね、1,000 ヘクタールぐらいの面積があるだろうと予想されとって、実際に申し込まれてる面積。最初に把握しておった面積と、実際申込み、まあ実施面積という言い方になるんかも知れませんが、その割はどうなんですかということなんです。

議長（梶原義正君） はい、課長。

農林振興課長（大久保八郎君） あの、申請された面積に対して、実際の。

11 番（岡本安夫君） 違う、違う。

〔町長「はい、ちょっと、もうええわ」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当初、非常に大きな被害ですね、非常につかみきれなかった。ですからまあ、だいたいずっと目で見てですね、かなりの面積が被害を遭ってるということで、まあ今、1,000 ヘクタールと言われますけども、1,000 ヘクタールという話はなかったと思うんですけども。

〔岡本君「たとえで言うたんや」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 私なんかも佐用町内でやっぱし 2,300 ヘクタールぐらいな被害があったんじゃないだろうかというような話がありました。しかしまあ、実際にですね、このやはり被害を、3 割以上の実際の被害が出てるところという形で、まあその把握していきますと、実際届けがあったんが 340 ヘクタールと。全体でね、新町内。ということです。ですからまあ、これでまだ実際には被害を出されていないところもあるかも知れませんが。

たぶん、あると思います。ですからまあ、それよりかは実際に被害を受けてる面積は多いと思いますけども、それがこれの倍にもなるということはないと思います。ですからまあ、あの、ある程度この 340 ヘクタールという自体もですね、これからなかなかこれを処理していくのは大変な事業になるんですけども、今後もね、必要なところについて作業しながら、ここはどうしても災害が起きそうな、二次災害が起こしそうなところでまだ被害届がない、申請がないというようなところについてはね、こちらからも所有者に申請をしていただくように働きかけるといようなこともしなければならぬというふうには考えております。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

11 番（岡本安夫君） はい。ということは、まあこう道通りよっても残っとるということは、申請はされてるんですけども、まあいろんな具合で作業自体はされてないということで、実際にはかなりの方が申請はされてるということと理解したいと思います。それで、その進め方についてですけども、まあ今おっしゃったように、これ申請ですからね、申し込んでもらわないと話にならないわけで、これは当然まあだれがするんかということになると、やっぱり森林組合の方から出向いてするのか、あるいはその、農林振興課の林務係ですか、それと一緒にしてするのかということなんですけども。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、先ほど申しましたようにね、340 ヘクタールぐらい出てて、実際に今一応作業が進んだのが 82 ヘクタールということで、まだ 3 割いってない状況なんです。これに追われているような状況です。しかしまあ、これからなかなかこれ全部が出来るかという、作業の場所、いろいろと厳しい作業が出来ないような場所もありますからね、難しいと思うんですけども。もう少し進んでいって、まああの、人家に近いところ、またあの、道路に近いところ、そういう中でね、残っている部分がある程度浮かんでくるんじゃないかと思います。そういう点について、今先ほど言いましたように、必要なところについて、これは森林組合と町の方とが連携して、森林所有者に対してですね、働きかけるとい形になってこようかと思います。まず、今のところこの 340 ヘクタールのまだその中で早くやらなきゃいけない部分、これの処理、作業にですね、精一杯努力していかなくちゃいけないというふうに思います。

議長（梶原義正君） はい、よろしいか。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

11 番（岡本安夫君） はい、岡本です。
あの、もう 1 つですね、あの、実際作業をされてる方の話なんですけども、現場へ行く

途中のね、例えば、林道ないし作業道がふさがれてて、その人は申し込まれてないと。となると、車で行けるところなのに、わざわざ歩いて行かなきゃいけないというようなことで、これについてもその個人財産ですから、勝手に切るわけにもいかないというようなことで、その辺りのその同じ塊の中を一同にするような推進の仕方ですね、それもやっぱり合わせてやっていただきたいなと思います。特にその林道作業道が空かないと困ると。作業する人も困るし、当然後からのあれも困るんですけども、それについての手当いんですか、補助がなかなかないということで、まあ県にも要望していくというようなことなんですけども、もしなければ町単でもそういうことについてはやっていくべきじゃないかと思いますが、その点についてどうですかね。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 現地の中でね、状況いろいろとまあ違うと思うんです。ある程度かたまったところは、その所有者複数あるところはかためて作業していくというようなことも当然実際の現場の中では取組んでいかなきゃいけないと思いますし、その作業道等、機械が入らないと実際の作業はなかなか難しいですね。搬出なりそういう補助費用の中にですね、そういうもんも含めた中で、ある程度見込んであるというふうに思っておりますのでね、あの、まあそれは森林組合、実際にこれ作業実施していただいておりますから、森林組合とのよく連携をとって、まあ地権者なり所有者にね、お話していかなきゃいけない場合には、また担当、役場の方としてもですね、一緒に話をしていくというような形で、出来るだけ合理的に進めていく努力、これはしていかなきゃいけないと思います。ただまあ、町としても作業道等の補助金とかそういう形はありますけどもね、この風倒木の処理だけのための作業道というわけにはいきませんので、まああの、その処理費の中にある程度それだけのもんが見込んである中で、対応が出来るか、出来ないか。できるだけ出来るようにやっていかなきゃいけないなと思いますね。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

11 番（岡本安夫君） はい。まあそれですね、そのやっぱり作業効率を上げるためにも、やっぱりそのもう一回申請見ていただいて、できたら谷ごと、集落ごと、こう一同にね、やっていただくように。また、そこで漏れてるところについてはね、先ほどもおっしゃいましたように、その森林組合あるいは林務課が連携をとりながら、今後そういうふうに進めていただきたらなと思います。まあ、よろしいわ。

議長（梶原義正君） よろしいか。以上で岡本安夫君の質問は終わりました。続いて、32 番、山本重夫君。

〔山本君 登壇〕

32 番（山本重夫君） 32 番議席の山本です。

私は、「高齢者の外出支援について」と、「子育て日本一の町をめざせ」、この 2 項目について通告いたしているわけなんですけども、2 件とも既に数多くの議員が質問されております。また、質問も多岐にわたってされております。なるべく前での質問と重複しないよう

な形で質問したいと思いますので、町長も一歩踏み込んだ新しい見解を示していただきたいと期待して質問をいたします。

まず、高齢者の外出支援についてでありますけれども、新しい町が発足して5箇月になるわけです。今日この町内において高齢者が町政に対して一番関心を持たれているのは何かというと、私は外出支援だと思います。あるいはまた、今社会情勢の中で高齢者、非常に先行きいろいろな不安を持っております。その中で一番大きな不安というのもまた外出支援はどうなるのかな、こういうことになろうかと思います。この外出支援については、町長についてもその必要性は認められておると思います。今、提案になっております予算の中でも3,660万ですか、そういう外出支援の総額が示されていると思います。このことは外出支援の必要性は認めている。ただ、問題は財政との係わり、こういうことになろうかと思いますので、私は外出支援の経費と財政の関係について重点的に町長の見解をお聞きしたいと思います。

まず、外出支援の事業形態なりですね、あるいはその規模、あるいはその運用の仕方、こういうのはいろいろと数多くあるかと思います。当然、一般予算の中でも計上されておるわけですから、そうしたどういう事業体系をとっていくのか、あるいは、どういう規模をとっていくのか、どういうふうにするのか、いろんな形でそれぞれの財政への与える影響というのは、十分シミュレーションがされておると思いますので、そういう各外出支援のあり方、決められるまでの過程のシミュレーションというのをなるべく具体的に、詳細にお答えいただきたい。このように思います。

それから、財政の問題出ますけれども、外出支援の必要経費という一面的な捉え方するのは、私は間違いではないか。こういう見解を持っておるわけです。外出支援が例えばなくなる、あるいは後退するということになりますと、必然的に外出する機会というのが少なくなる、あるいはなくなるわけですから、家に引き込みがちになってきます。引き込みがちになるということは、高齢者の健康というのが大きく損なわれるわけですね。そうすると、これは支援の割合が後退すると、医療費が反比例して多くなるとは私は言いませんけれども、少なくとも支援対策と医療費の関係は直線的に結ばれておると、こういう私は見解を持ってるわけですが、その辺、町長の見解をお聞きしたいところであります。外出する機会は少なくなってくるということは、これは肉体的にも精神的にもかなり大きなダメージを受けるわけですから、健康障害というのは当然のこととして起きてくる。否定する材料はないんじゃないかなと、こういう見解でありますし、あるいは医療機関にかかる機会というのが少なくなれば、これはまたそれぞれ持っておる病気というのは進行していくということも、また当然のことではないか。この辺で外出支援対策と、それから医療費の関係は直線的な関係があると、こういう見解であります。

次に、そういう財政的なこともさることながら、金だけで見ていいのかという問題が出てきます。人間が人間らしい生き方をするというのは、やはり外へ出て、多くの人に触れ合う、そして社会の中に溶け込んでいく。これが人間的な生き方だと思います。それに基、すべて考えれば、人間の尊厳に係わる問題でもあります。したがって、こうした医療費の関係とか、そういう人間性の関係とか、そういうことを考えますと、ただ今日の近主観的な、いわゆる今日だけの減少を捉えるのではなしに、将来どういう現象が起きてくるか。こういうマクロ的な見解も、検討も、検証も必要ではないかと。この辺も町長にお聞きしたいところでございます。

次に、「子育て日本一をめざせ」ということでの、2点目の質問に入るわけですが、日本の人口は昨年1月からどんどんと減少しています。すなわち、一昨年12月が日本の史上最高の人口でありまして、今世紀、今世紀中に一昨年の10月の人口を越すことはないだろうと、こういうことを言われております。その人口減少というのが、ただその要員

というのは、少子化にかかっているわけですから、少子化の減少をどう食い止めるか。これは、国も県も重大な関心なり、対策を打ち出す必要を感じているわけでありまして。県においても、5 箇年 5 万という数値目標も掲げているようではありますが、まして、この少子化、高齢化の進んでいる本町については、まさに少子化対策というのは正味の急務であろうと思います。1971 年から 75 年の第二次ベビーブーム、これが今まさに大きく期待されている少子化減を食い止める、可能性のある年代。要するに 30 年代の女性でありますけれども、そういう見方をすれば、今年から 5 年間で勝負だと言われてますね。5 年間で過ぎるともはやこの少子化対策というのは成り立たないと言われております。したがって、今年から 5 年間。本町においても少子化対策というのは、どうしても今年から取り組んでいく。そして、5 年という年度内です、その少子化対策というのは効果を上げていかないと、まさに危機的な状態にあるんじゃないかと思えます。

過日の協働のまちづくりの中で、辻駒先生は「危機感がないのは一番危機だ」と、ということも言われましたけれども、まさに少子化の進行というのは、本町については重大な危機でありますので、危機として受け止めて対策をとる必要があるかと思えます。

そこで、私は提言したいわけでありまして「子育て支援日本一の町」、これを内外に宣言されてはどうか。こういう提言をしたいわけでありまして。少子化の対策を考えた場合に、町としての町の内発的な対策と、それから外からの要因を入れて少子化を防ぐと、この 2 つの方法があるかと思えます。それぞれの具体的な対策というのは、昨日から今日、いろいろな形で多くの議員が指摘されておりますが、いずれにしても急を要する対症療法としての提言、これは軽い意味じゃなしに、非常に大切な、差し迫ったの応急処置を必要とするような対策が非常に多いわけでありまして。それらを例えば、私考えてみますと、人間の骨格とまあ考えてみますと、それぞれひとつひとつの骨だと思えますね。大腿骨とか、鎖骨とか、肋骨とか。まあ、200 ほどの人間の骨を形成するのが今まで出されてきた、提言されておる御意見だと思えますけれども、それをまとめるバックボーンというのがバチンと太く築くことが必要ではないかなと。こういうことで「子育て支援日本一」ですね、これを打ち出してですね、内外にアピールする。当然、子育てというのは町行政だけではやれるもんじゃないに、地域を挙げて取組まないかん問題であります。そういうことで内に向けても子育て日本一ということで、町民の意識高揚を図ることも出来ますし、あるいは外においても、あそこが日本一なら、行って住んでやろうかなと、こういうことも期待出来るわけです。当然それに対応する、どうしたらいいかなということについてはそれぞれまた考えていかないといけないわけでありまして、まずそういう背骨をギッチリと、太い背骨を打ち立てる、このことは当然私は必要なことではないかなと、このように思うわけでありまして。更に、それにいろいろな骨格を組立てる場合は、特に大事なものは若い人たちの意見、感性というのも十分取入れた対策が、私は必要ではないかな。ということで早期にこの子育て日本一の町を宣言することを提言いたしまして、町長の見解を求めます。

議長（梶原義正君）

はい、町長。

町長（庵逄典章君）

はい、議長。それでは、山本議員からの御質問にお答えさせていただきます。まず、高齢者の外出支援につきまして、外出支援事業の形態における町財政への影響につきましては、先にもいろいろとお答えをしておりますように、現行制度の維持だけで年間 3,000 万円以上の一般財源が必要となっております。また、より高齢者人口の増加する現状で、3 年後にはこのままの制度でいきますと、4,500 万円ぐらいの一般財源が必要であるという予想数値もしております。このため、現在十分に財政状況を分析し

この事業のための負担限度額も想定をして、また利用者にも一定の負担をお願いしながら、新町内統一化した事業展開を実施するための検討を行っております。

次に、外出支援の後退により医療費等が増えるのではないかと御質問でございますが、高齢者の中でこのサービスを受けて通院されておられる方が多くございます。このサービスがなくなれば、今まである程度気軽に通院をされていた方が、自宅に閉じこもったり、重症となってから医療を受けられる場合も発生することも考えられます。そうなった場合、重症となつてからの治療は、療養期間も長く、医療費も高くなります。このことによって、結果的に医療費が高く、町の負担も増加するという場合も生じるということ。そういう点についても理解はしております。

外出支援は、人と人との触れ合いの支援、人間らしく生きる支援施策ではないかと御質問でございますが、高齢者の皆さんが住み慣れたふるさとで幸せに生きられ、この佐用町に住んで良かったと思っていただけるようなまちづくりに取組んでいきたいというふうに思っております。外出支援サービスは、高齢者の皆さんが少しでも安心して暮らしていただける。そのことによって有効な手段、行政施策だというふうに思っておりますので、先ほどもお答えをいたしましたように、十分に財政状況と照らし合わせながら、この制度の基本的な存続に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、子育て支援日本一の町をめざせという御質問でございます。御質問の子育て支援につきましては、本町だけの問題ではなく、全国的な問題でございます。平成2年には1組の夫婦から誕生する子どもの数が1.57人と、将来的な人口の減少傾向が叫ばれ、昨年には国全体の人口減少も表れております。このような中で、平成15年度に「次世代育成支援対策推進法」が制定をされ、本町においても既にその行動計画を策定しております。また国においては、平成16年12月に「子育て応援プラン」が発表され、以後5年間に重点施策を実施することとなっております。しかしながら、現在のところその施策においても、ある程度の人口規模を持つ都市部を対象としたものが多く、過疎と高齢化の進む本町規模の自治体では、その対象事業の実施すら困難な状況にあることも事実であります。

このような中で御指摘のような青年層の流出を食い止め、若年夫婦の定住できる住宅整備等にも積極的に取組み、また、旧町においても宅地分譲などにも取組んでまいりました。また、母親の働きやすい環境整備づくりの一環として、保育の充実などにも心がけ、実質的には保育園の待機児童がない現状でございます。このほか、子どもの安全性を確保する取組みも各PTAや地域の皆さん方の協力を得ながら展開をしております。最近、町内を走る車両に「安全パトロール中」のステッカーを付けた車を多く見かけるようになっておりますが、小学校区の皆さんの協力により、地域ぐるみで児童の安全性を確保しようとする自主的な活動の表れだと理解をしております。今後このような地域に住まわれる方々の自主的な取組みを更に広げていくために、新町の大きな目標として協働のまちづくりを掲げて、新年度から活動を展開する予定としております。

御質問の「子育て支援日本一の町」ということでございます。当然、思いは日本一でありたいというふうに思っておりますが、目標は高く掲げながら、各種の事業展開においても地域でいろんな町民の皆さんの意見を聞かせていただき、特に若い方々の意見も取入れながら、特色ある地域づくりを目指していきたいというふうに考えておりますので、これからそれぞれ、議員各位からも提案もいただき、いろいろと御意見もいただきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（梶原義正君）

はい、山本君。

32 番（山本重夫君）

まず、外出支援と医療費の係わりでありますけれども、これは比較的簡単に検証出来るんじゃないかと思います。というのは、これからの推定するという事は、確かにかなりの難しさもあると思います。しかしながら、一番簡単に考えればですね、ここ 10 年なら 10 年の間の高齢者の人口がどう推移しているかというのは、1 本グラフ、プロットしてグラフ作ればいい。そして、その中で、高齢者の医療費はどういう形でそれに沿って進んであるかということをもう 1 本プロットすればいいわけですね。そして、外出支援がいつ始まったかということ縦軸 1 本真ん中に入れると、それを遡って、どういう形で医療費が変化していくか。こういう見方ひとつしても、今までの過去の経緯はきっちりと出るわけですからね。あとは、その数字がどう上がっていくかというのが、これは統計学的な、ごく初歩的な見方で推定することが出来るわけです。ただ単に、まあ関係があるとかないとかということじゃなしにですね、そういう非常に大切なお金を使うわけですから、どう効果があったかという検証をすることもね。そして、検証した結果、これからどうしたらいいかということもね、当然考えていかなくちゃならんと私は思うんですが、町長の見解。

議長（梶原義正君）

はい、町長。

町長（庵邊典章君）

なかなかですね、数字的にきちっと検証することは私は難しいというふうに思います。ある意味では直感的にと言いますか、その感覚的にですね、そういう関係があるということは分かりますし、それによって医療費の面で財政的にも負担が減るだろうと、その分についてはね、ということは分かりますけれども、これを遡ってですね、例えば今までの医療費がいくらといっても、この佐用町においてももう外出支援サービスをしてきたのは、もう 5, 6 年になります。各旧町ともいろんなサービスをやってきております。それから、医療の内容も当然変わってきております。また、そういう高齢者人口も変わってきております。今後ですね、これを実施する、しないという形で両方検証できればいいですけども、実際にそういう場合も含めて効果もあるだろうということの中で実施して、出来るだけそういう効果を求めていくわけですけども、片方で推計で実施しなければいくらかの医療費になるだろうというようなことがね、なかなか出しにくい問題だと思います。ですからまあ、当然たくさんのお金を使うわけですから、そういうことについてできるだけ事業効果と、評価というものはね、これはやっぱりしていかなきゃいけないということは理解はしていきますけど、やっていかなきゃいけないと思っておりますけれども、今、山本議員からのその過去に遡ったりという形でずっと統計をとってみても、なかなか実際に評価出来るものができるかどうか。それだけの手間をかけてね、する必要があるかどうか。その点については、私は疑問に思います。

〔山本君 挙手〕

議長（梶原義正君）

はい、山本君。

32 番（山本重夫君）

こういう話も現実的にあるわけですね。「ひまわりサービスができて、何年かぶりに外出した」と。非常に「土地のあんなところがあんなに変わっちゃった」、あるいは「こんなに立派なものできた」と。非常にまあ何年ぶりに遠出、遠出というのも佐用町内ですけどもね、してみて、新しい感動を、久しぶりに強い感動を覚えた。こ

という話も聞くわけです。で、感動するとか、感激するとか、感謝するとか、これは人間として人間らしさそのものだと思うんですね。そのことは、これは金に変えれない問題だと思います。これが外出支援で金では計算出来ない部分であります。ただ、医療費と外出の機会っていうのは、私はどう考えても密接な関係があるというふうに思うわけです。私事になりますけども、私、老人クラブのお世話を7年間さしてもらってきておりますけれども、外に出ることが出来る人は勝手に朝晩歩いたり、あるいは球技大会、自分たちで球技をしたりね、そういうことされておりますけども、私が一番考えてるのは、どうして出てこない人を引っ張り出すかということが健康につながる。こういう考えでもって、いろいろと働きかけをしているわけです。もし、外に出ることと医療費との関係がないということになれば、全く無駄に近い感じになってくるわけですね。外出する機会がなければ家の中でじっとしておる。これは肉体的に当然病気に一步近づく。精神的にも近づくわけですね。これが医療費につながらないということは、どうしても理解出来ないし、私はどうして外に出ない人を外に出る機会を多く作るか。これが健康につながる、医療費の減少につながってくる、抑制につながってくると、こういう見解を持っておるわけですけども、重ねてそういう私の考えをお聞きいただいての町長の見解があればお聞きしたいと思います。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。まあ、高齢者の皆さん方が地域の中で生活される中でですね、外出、家に閉じこもらないというのは、外出支援サービスだけでなく、地域の今、山本議員も活動されてますように、老人クラブなんかの活動によって、地域の中でですね、みんなが集まって皆さんと一緒に生活する時間を作ると。そういうことの中でも、今、それぞれ取組まれていると思っております。またあの、やはり、高齢になってきて、いろいろと体に支障が出てくると、そういうことに対して医療を受けれると。そういう遅れないように早めに医療を受けれると。そういう中で、この外出支援サービスというものがね、それぞれ活用されてる、利用されているということ、よく理解をしております。そういう中で、私も直接的ではどこまで直接的かどうか分かりませんがね、医療費についての関係もあるということ。その使い方によっては医療費の削減、財政的な削減効果にもつながるということについては、それは理解をしていますという答弁もさせていただいております。

〔山本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、山本君。

32 番（山本重夫君） 外出支援、時間がないようでありますのでおきまして、次の子育てについての再質問をしたいと思います。先ほども申しましたように、子育て支援というのが、これはまさに猶予のならない急務であります。したがって、日本一というのを努力目標だけでは、そう願いたいということで、願うんではなしに、そういう努力をするとすれば、それを内外に宣言するというのは、何も逡巡することはない。本当にやる気で危機感があればね、私はそう思うわけですけど、重ねて町長の見解をお聞かせください。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　まあ、この子育ての支援がですね、日本一という。これはまあ、各自治体でですね、いろいろな支援策をやられております。しかし、それをすべてですね、一番いいところ、日本一のところを全部佐用町が取上げてですね、やっていけるかという、なかなかそれは財政的にそれは難しいということは、だれも分かることだと思います。どこの町にあってもですね、一部は良くて、一部はやっぱりそれはほかとでも比べれば劣るということです。やはり、財政というのはみんなの中で運営をしている行政です。そういう当然私は、日本一ということを言って、それがじゃあどこと比べて支援が少ない、これが劣ってるというような、そういう話をするべき話ではないというふうに思います。思いはだから日本一という思いで、子育てについてみんなが関心をもって一緒に協力していこうという、そういう形での、これからまちづくりにしなきゃいけないというふうに思います。

〔山本君　挙手〕

議長（梶原義正君）　　はい、山本君。

32 番（山本重夫君）　　はい。この子育てというのは、先ほども申しましたが、ただ町行政だけでやれるもんじゃないわけですね。地域ぐるみでやっていかないと問題であります。つい数日も、その若い人向きの住宅の建設、それがどうしても必要だと。こういう声も聞きまして、そのためには少なくとも宅地を購入することなんかむしろあ出来へんけども、地主と交渉ぐらいはしてやると、こういう声も出ているわけです、地域からはね。そういう声を大事にするというのは、それに応えるぐらいな気迫が必要でないかなと思います。まあ、特に見解があればお聞きしたいと思いますけども、なければよろしいですけど。

議長（梶原義正君）　　はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　あの、やはりこの行政というものをですね、一番大きな役割、行政というのはまあ、この社会を運営していくこの仕組みだと思いますけども、その中でもう昔からやはり次の世代を育てる、子どもを育てるというのは教育も含めてですね、これが行政の一番大きな仕事だというふうに思っております。そういう意味で今後ですね、今御提案の「子育て日本一」と言われますけども、当然どこの町においても、それが一番大きな課題であるということの中でまちづくりを進めていくという思いで、いろんな施策を展開していきたいと思っております。

議長（梶原義正君）　　以上で山本重夫君の質問は終わりました。続いて、50 番、笠間満君。

〔笠間君　登壇〕

50 番（笠間満君）　　どうも失礼します。私の番がきたんで、心臓バクバクいうて、ごつつう気弱なった思ったらこれでしたけど、ケイタイ。質問します。リラックスしたところで。はい。

新財源の確保として、どのような努力をしているか。町として稼ぐ気はあるか。名古屋市や大阪市では、庁舎の玄関マット、封筒、図書カード等の企業の広告を入れ、財源の一部としているが、佐用町としても工夫して新財源の確保をすべきであるが、何か考えてい

るか。

2、県・国の新しい補助金・助成金制度の把握や獲得努力をしているか。また、一般向け助成金制度の紹介はどのようにしているか。

障害者・障害児に対する援助として、どのようなものがあるか伺いたい。障害児・障害者が安心して生活できるまちづくりとして、障害児及び障害者の総合相談窓口を設置し、専門職員、コーディネーターを配置してはどうか。

テクノにリハビリ専門病院ができたが、障害児のリハビリも行っているのか。

3、リハビリ専門病院への佐用町からの利用として、移送サービス等のどのような援助方法を考えているか。

4、医療費・リハビリ等負担金があるが、全額負担を考えているか。

以上です。よろしく。

議長（梶原義正君）

はい、町長。

町長（庵逄典章君）

はい、議長。それでは、笠間議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

新財源の確保としてどのような努力をしているかという問いでございます。まあ、非常に厳しい財政状況の中です。できるだけいろいろな方法で財源確保ということにも努めていかなきゃいけないというふうに考えております。御提言の封筒等に企業の広告を入れて、財源の一部として財源の確保をすべきであるがという、そういう御提案をいただいておりますけれども、現在のところ企業等の印刷広告は実施をしておりません。各種スポーツ大会等行事におきまして、協賛をお願いし、協賛いただいております。まあ、協賛には参加賞的な商品も受入れて実施している大会等もございますし、旧町におきましては企業広告導入も検討された町もございますが、実際のところには実施までは至っておりません。今後、一定の条件の中で企業広告等についても研究検討はしてまいりたいというふうに思います。

県・国の新しい助成金・補助金制度の把握や、獲得努力をしているかとの問いでございます。また、一般向けの助成金制度の紹介との御質問でございますが、地方交付税の見直し、国庫補助金・負担金の削減を共謀する三位一体改革に伴う地方自治体への財政支援が縮小されることにより、合併してもなお本町の財政が大変厳しい状況でございます。危機的な財政状況にありますが、新しい補助制度等についての情報は、国や県から文書等で各課に案内があります。その情報の内容について、補助対象事業に該当するか否かは各課において鋭意対応しております。また、財政課には補助事業内容が複数の課に及ぶ場合、それぞれの担当と調整をさせておきまして、その内容等に十分研究検討を行い、少しでも有利な財源確保に努めていきたいというふうに思っております。特に、今年度はアスベスト対策に係わる補助制度や起債について照会がありまして、補助制度等の活用をいたしております。一般向けの助成制度等につきましては、各自治会長さんや各種役員さんを通じて回覧文書、広報誌等で紹介をさせていただいております。最近では、平成16年度に発生をいたしました台風被害に係わる住宅災害や、倒木の災害対策等についての補助金や貸付金等につきまして、町民の皆様にお知らせをしてきたところでございます。今回の自然災害から住宅再建をということで、兵庫県独自の住宅再建共済制度につきましても、自治会長さんを通じて申込書も各戸に配布をさせていただいております。今後につきましても、情報の提供はその都度してまいりたいというふうに考えております。

次に、障害者、また障害児に対する援助についてということで、障害児・障害者が安心して生活できる総合的な相談窓口を設置し、専門職員、コーディネーターを設置してはど

うかとの御質問でございますが、御指摘のように最近特に障害児童の増加や、各専門性を持った障害児からの相談件数が増えています。特に、4月から「障害者自立支援法」の一部施行、10月からの本格的実施に際しまして、各種相談件数の増加と障害程度の認定のための調査、認定審査会の開催、ケアプランの作成など、障害者関係事務も大幅に増えることとなります。このため、各障害者の生活支援のための相談員の配置は必要だと考えられますが、現在では福祉課の窓口で、また各支所の窓口でできるだけ身近なところで相談にのれる体制づくりを心がけて努力をいたしております。中でも障害児の対応は出生時から1歳半、3歳児健診など、幼児期からの様子を知っている保健士が、その一番の情報を持っておりますので、このような地域での相談窓口として各支所にも健康課の出先機関を置き、保健士を配置しておりますので、相談窓口として町としては最善の配置ができているものと理解をしております。

テクノポリス内にできるリハビリ施設の中に障害児のリハビリもできるかとの御質問でございますが、本年7月にオープンが予定されております西播磨ランチは、本来の目的は玉津にあります兵庫県リハビリセンターの別院として兵庫県が開設するもので、障害者の皆さんが社会復帰されるための機能訓練を中心とした医療機関でございます。この中で「障害児に対応する施設も併設してほしい」とかねてより西播磨市町長会からも要望してまいりました。この件について兵庫県においても、県下の状況を調査され、実現するように努力をしていただきましたが、現在の状況では県の直営施設として開設することは困難なため、当面はランチと呼ばれる施設の研修室を利用して、小児精神科医師と心理相談員等、週1回招いて相談事業を7月から実施するための調整作業をテクノポリス管内の市町で進めております。この事業はこれまで特に自閉症児童などが姫路市のルネス花北に通所していたところが行けなくなったため、その代案として西播磨で児童のためのデイサービスを行うものでありまして、管内市町からの負担金で運営しようとするもので、将来的には今後隣接して建設予定の養護施設の中に本格的な児童デイサービス施設を開設するまでの間のカバーをするものだというふうに考えております。これにより御質問の障害児の対応は、ある程度可能になるというふうに考えております。

リハビリ施設への交通手段につきましては、過去、旧三日月町議会でも路線バス運行等の検討がされたと聞いております。現在のところ、具体的な方針は持っておりませんが、今後現在検討している高齢者の外出支援と合わせて方針を決定していきたいというふうにも思います。医療費リハビリ費用などの個人の負担につきましては、通常の病院での医療と同じ形になりますので、個人負担は当然発生をいたします。この施設だけ個人負担を免除したり、減額することは他の医療機関や病院との関係もございます。現在のところは出来ないのではないかというふうに思われます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔笠間君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、笠間君。

50番（笠間満君） まずあの、町独自の財源を考えるというのも、これはたとえの例で名古屋、大阪を言うたんですけども、最近では神戸市が合併に対する広告を（聴取不能）しているということを聞いております。また、市財源が新たにお金が入ったんで、神戸市が独自に秀でて何かをしようと言うた中で、今考えられているのが、独自の軽減策、その内容は言いましたらまあ、国の厚生医療、育成医療の中で、例えば人工透析、心臓病などの場合、何割か負担かいうのがあるんですけど、それが1箇月上限1,000円でししょう

ということになりました。ですから、わが町もその日本一というのを目指すのもえんですけど、一步一步前に進んでもらうと。でも、一步一步進むにもお金が要る。それをまた佐用独自でそういう収入を、佐用らしい収入を確保するということを期待して、1 番の質問は終わります。

それで、2 番の質問で、乳児医療の場合、神戸市は乳児がいるとそのまま医療費が無料なんですよ。ほんで、佐用町の場合は一旦負担して、それをあの、請求、ほんで払い戻してもらおうというシステムになっとんですけども、これを神戸市と同じように町が窓口になって無料という方向でいく考えはあるかないか、伺います。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 制度運用の問題ですので、担当課長。

議長（梶原義正君） はい、課長。

福祉課長（内山導男君） 議員お尋ねのように、乳幼児医療につきましては、県の乳幼児医療制度に基づきまして、一部負担金を本町の場合は一旦病院の窓口でお支払いいただいて、後日領収書をお持ちいただいて、保護者の口座に振込むという形をとっております。特に、先ほど他の市町の例も話されましたが、私現在今感じておりますのは、この佐用町内のその小児のかかられる医療機関が大変複雑になって広範囲になっております。ですから、その辺も含めましてですね、すべて現物給付という形ですね、あれするのは、当面ちょっと不可能かなという感じを持っております。特に、広範囲な医療機関にかかられているのが、特に小児の場合、現状かと思っておりますので。

〔笠間君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、笠間君。

50 番（笠間満君） 神戸市民に比べて佐用町民は、その領収書不足、書類不足によって全額もらえてない人がたくさんあるわけですよ。それを当面不可能という回答は難しい。近い将来何とかしようという回答に変える気はないか、お伺いします。

議長（梶原義正君） 課長。

福祉課長（内山導男君） あの、最近の状況を見てますとですね、そんなに出生児童の数から言いましてですね、そんなに請求されてない保護者は少ないのかなというふうに理解してて、ほとんどの方がいくら少額だったとしても請求にみえられますので、役場まで来ていただいて手続をしていただくというその事務的なその煩雑さはあるんですが、今のところ多くの方がその対象として受け取っていただいているというふうに理解しております。

〔笠間君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、笠間君。

50 番（笠間満君） まああの、都合のええように解釈しておられますけど、そういう

声を大きく私の方には聞くんで、こう質問しているということを御理解いただいて、その面また強化してってください。それと、あとお願いしときたいのは、今確かに行政の方は弱者のために頑張っておられます。それは事実です。でも、それプラスしてほしい部分は、例えば子どもが産まれて具合が悪い、もうパニックになる。そのときに、「どこに行こ、どこに行こ」という若い夫婦たちが困ってる。そのときに役場というのはみんなこう溶け込んでしまっただけで分かりにくい部分があるんですよ。そやから、その窓口をはっきり私が前に出てそういうことを相談受けて、ちゃんとした担当課が何とかしていくいう、その分かりやすい場所いうんですかね。まあ、百貨店で言うと、その案内所みたいなイメージのものを作ってほしいという希望があるから、それをする気があるんか、ないんかということをお聞きします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あ、子育てに関しての相談についてなんでしょうか。まあ、いろいろなね、町民の皆さんから相談という形があります。まあ、子育てなり、その若いお母さん方にとっては、子どものことが一番大変なんですけども、それについては各支所です、健康課の保健婦を配置して、その面ではもう子どもが産まれたときからですね、出世のときから、出生の前からですね、いろいろと指導をしたり、相談できるような体制をとっております。そういうことで、今後ですね、その少ない子どもの数ですから、ある意味ではかなり保健士の方もですね、十分にその点、状況を把握できるというふうに思っておりますし、また、いろんな相談も受けれるような形で今後も仕事をするように、今後とも指導をしてまいります。

〔笠間君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、笠間君。

50 番（笠間満君） 若い夫婦だけで佐用町内に住んでる方からのそういう声なんですけどね、大きな町に比べて非常にそこら辺が分かりにくい。努力されてるんは分かりますが、その努力に私たちがどこへ行ったらええかというのが非常に分かりにくい。そやから、分かりやすくするというのをすべきだということをするときです。

それとまた、その予算の獲得ですけどね、例えば役場を建てるときなんか、だいたい町単独で建てたんだと思ってしまってる人が多かった。その中で、兵庫県で 2 つの庁舎だけが 50 パーセント補助もらった。ほんで、また屋内ゲートボール場でも 50 パーセントの補助もらった屋内ゲートボール場もあれば、100 パーセントの補助もらった屋内ゲートボール場もあるわけなんですね。そやから、これからはいろんな新メニューが出てくる。そんな中で各課長さんは努力されてる。そやけども、こうやって合併できたんだから、450 人になったんだから、またできるチームがあると思うんですよ。そういう新予算獲得というようなね。そやから、そういう部分を作るべきだ。また、もうひとつは、総合窓口の受付の分かりやすい、だれが見てもそこへ行ったらえんだというような場所を作る。その 2 つをするべきだということ大きな声で言うて、質問を終わります。

議長（梶原義正君） 以上で笠間満君の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩をいたします。再開は、3 時 10 分に再開します。

午後 2 時 4 1 分 休憩

午後 3 時 1 0 分 再開

議長（梶原義正君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。一般質問を続けるわけですが、その前に先ほどの吉井議員に対する答弁の中で、ちょっとあの修正したいということがるように当局の方で言ってますので、それを先していただきます。はい、どうぞ。

住民課長（山口良一君） 最前言われましたように、吉井議員の質問の中で、資格証明書に関することで、高齢者、旧南光町ではですね、高齢者、乳幼児、障害者等については資格証明書の交付の対象から除外していたようだがということで、答弁としては確認したところ除外してないという答弁したんですけども、これあの、除外という解釈が多少こう違いがあったようで、現実的には旧南光町におきましては、一応そういう方も含めて滞納者のリストを挙げて、その中からまあ家庭の状況とかですね、先ほど言いましたような高齢者であるとか乳幼児、そういうものに該当する方については、とりあえず外していったというふうな状況でございます。

〔吉井君「読み上げてください、印刷物」と呼ぶ〕

住民課長（山口良一君） はい。はい、議長。

議長（梶原義正君） はい。

住民課長（山口良一君） そしたら、前の決算特別委員会で担当課長が答弁したものを読み上げます。「その資格者の中で滞納の方の中で、例えば、乳児の方、老人の方、福祉医療該当者等の方については、滞納があった方でもとりあえずは外させていただいております。その残りの中で、実際に話をさしていただいて、前もって資格証明の、いきなりするんではなしに案内をして、それでなおかつ返事がなければというような状況にさしていただいております」という答弁をしております。

〔吉井君「結構です」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、分かりましたか。それでは、34 番、西田政幸君。

34 番（西田政幸君） 34 番、西田でございます。朝から大変難しい質問ばかりで、答弁されるのが大変なようでございます。私の質問は至って簡単でございます、どうぞ御安心なさっていただきたいと思います。

「国道 179 号線徳久バイパスの今後の取組みの計画は」ということで質問させていただくんですけども、ここでちょっとお詫びをね、さしていただきたいと思います。それは誤字のお詫びなんですけども、上から 3 行目の一番右側、「悲願」と書くつもりが、ちょっと字が違とりますんで、大変申し訳ございません。

では、質問に入らせていただきます。国道 179 号線徳久バイパスは周辺住民にとっては死活問題であります。また、佐用町全体から見ましても、重要な大動脈となります。旧南光町住民にとりましては、長年の悲願でもありました。昨年 12 月議会において、山田勇議員の一般質問に、町当局は「県の御協力を得ながら、早期実現に向け積極的に取り組みます」との力強い回答をいただいております。われわれ旧南光町議員は、国道 179 号線徳久

バイパスについては、住民の大きな期待を背に受けて熱心に取り組んでまいりました。その結果、やっと補正で県の予算が計上されるに至りました。前回での力強い御解答を得てから早くも3箇月が経過いたしております。この間、町当局は県へどのような働きかけをしてこられたか。また、今後どのような内容及び方法で県に要望をしていかれるのか。予算はついたとは言え、早期実現を期するためには、町当局の取組む姿勢も大事な要素になります。具体的に取り組む計画を示していただきたいと思います。以上でございます。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、議長。それでは、西田議員からの国道179号の徳久バイパスの件についての質問に対してお答えをさせていただきます。

旧南光町の大田井橋、それから徳久駅前、それから佐用坂に至る間の交通渋滞解消と、交通弱者であります自転車利用者、歩行者の安全と安心の確保は、その整備ルート、あるいは整備手法には議論を要するにいたしましても、旧南光町民はもとより、佐用郡の住民の皆さんの方々においても非常に関心が深い、緊急な課題として整備が求められたことは十分認識をして、先般におきましても、新町としてこのバイパス事業について全力で取り組んでいきたいという考え方をお話をさせていただいたところでございます。今後ですね、住民の皆さんともこのいろいろと合併、まちづくり協議会等も結成して、そういう中에서도いろいろと話し合いをしていかなければならないというふうに思っておりますけれども、そういうことを踏まえて、従前にも増して、県並びに国への要望を強く行っていく考え方でございます。最近におきましても、合併後のあらゆる道路関係のいろいろ要望がございました。その中におきましても、このバイパス事業につきましても、新町の一番の優先課題として早期の完成をお願いしたいということで要望をしまっております。御質問の中にありますように、県では17年度において調査費を補正で計上していただいて、既に基本調査という形で着手していただいております。平成14年度の地元要望案に、いわゆるバイパス計画も含めたルートにつきましても、現在、経済性や課題の整理を調査研究をされているところでありまして、その調査結果を受けて、18年度には実現可能なルートの決定に向けた取組みをされるということをお願いしておりまして、県の事業の進捗を随時こちらにも報告をいただいて、県とともに取り組んでまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、地元の方々以上に県・町は新町中心部と関係地域と連絡する幹線道路道路の整備は早急な課題と認識しておりますので、関係各位の格段の今後とも御協力と御理解をよろしくをお願いを申し上げたいと思います。

以上、この件につきましての答弁とさせていただきます。

〔西田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、西田君。

34番（西田政幸君） このたびの補正予算はですね、金額にしてどのぐらいつきましたんですか。

議長（梶原義正君） はい。

〔建設課長「打ち合わせしましょか。よろしいですか」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ちょっと待ってください。

失礼しました。あの、一応調査費としてですね、昨年契約です。予算じゃなくてね。契約で 400 万弱。交通量調査と一般的なルート調査という形で 400 万弱の契約がされてるということでございます。

〔西田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、西田君。

34 番（西田政幸君） そして、18 年度当初予算はだいたいどのくらいの予定ですか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、県において全体的な道路整備予算というのはいろいろと概算は言われておりましたけども、それぞれの項目についてのまだ報告は受けておりません。

〔西田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、西田君。

34 番（西田政幸君） えっと、報告は受けとらんということなんですけども、あの、町の方からですね、予算要求というか、そういう要求、要望は出されましたか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、この件についてですね、こういうまあ国道等の県が実際に直接ですね、実施していただく事業につきまして、町の方からですね、いくら予算をつけてくださいというような要望は出来ません。この当然まあ、この事業についてはできるだけ早くですね、事業完了をみるように鋭意進めていただきたいということは要望していきますけども、それはまあ、県の方である程度、18 年度の事業計画をもってですね、それぞれまあ個々の予算づけということをされるわけですけども、町の方でお願い、額においていくらを要望するという形ではございません。

〔西田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、西田君。

34 番（西田政幸君） その件は分かりましたと。それでですね、町のその協力体制というんですか。まあ県がするとは言いながら、県ばかりに頼っとるということではなくて

すね、町の方からも何かこう待ち受けとるというふうな態度を示されたら、もっと早くつくべきものがもっと早くつくんじゃないかと思たりもするんですけども、いかがなものでしょうか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、この案件につきましてはですね、先般も副知事にお会いしたときも新町としてどうしてもまあ早くですね、ひとつ具体的な形でもう進めていけるように、まあ県としても最大限の、まあこの配慮をお願いしたいというお話もさしていただき、藤本副知事もこの徳久バイパスについてはそれぞれ県民局、また土木部長に対してですね、支持はしているというふうに言っていたいております。で、あの、町といたしましてはですね、今の段階ではそういう県がこれから調査をし、またルートをですね、最終的に決めていくという形になるんですけども、その段階におきまして、当然まあ住民の皆さんとそういう協議をし、早く決定をしていく方向をきちとね、基本的な方向が決定できるように協力していかなきゃいけないということです。まああの、これまでのやはり経過を見ていましてですね、まあ整備計画があっても、それに対してやはり地元からは反対が出てきたりですね、どうしてもいろんな問題、その地域からの要望について、その計画との相容れないような分が出てきて進んでいないという点もあるというふうに思っております。ですから、まあ、今県に対して要望につきましては、これまでの出されている案の中でね、最終的に出されました一部トンネル化をしてバイパスを造るという案が、一番まあ地元としても受入れやすい案ではないかということは申し上げておりますけども、じゃあ、それでまず決定をして、その方向で調査をされているかということ、そうではないようです。やはり、あの、若狭南光線、上月の方に行く線も含めてですね、の問題もあります。やはり、事業費、事業効果、これまで佐用坂線の改良工事もかなりお金をかけて事業をされております。そういうことも含めたですね、総合的なやっぱし観点から検討していかないと、していくんだという話であります。ですからまあ、その辺をですね、早く方向を出していただく中でですね、今度地元としては、地域の皆さんとともにね、できるだけ早く合意が得れるような体制を作るとというのが町の協力であると、まず協力であるというふうに思っております。

〔西田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、西田君。

34 番（西田政幸君） あの、このバイパス問題はですね、以前言いましたけども、三十数年前の話なんですけども、せっかくついた予算をですね、まあこれ私がこの目で見て確認したわけじゃないんですけども、これはあくまでも噂なんですけども、せっかくついた予算をですね、地元のまずい対応からですね、このバイパスが断ち切れになってしまったという、あの経緯がございましてね、やはりあの、県と言いましても、公的機関と言いましても、やはりあの、人間がやることなんですから、やっぱり地元のね、受入れ体制とか、打てば響くような地元の反応がですね、相当まあ大事な要素じゃないかと思われるわけなんですけども。それで、こう 1 つの課で、今までこう流れていた課でやられるとなると、何かこう毎日の業務にまたそのバイパス問題だけがまた入ってくるということになった

ら、人的に、仕事の量的に大丈夫なんでしょうか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、先ほど申しましたように、この事業はですね、国道ですけども、地方道として県が直接事業を担当していただくという形です。まず、事業の初めとして、そういうルート決定を行い、そしてそれに伴うですね、今後の予算の獲得という形になります。ですから、その事業の当然最終的に、その事業を進めていくためには、地域の皆さんの土地、地権者の皆さん方、まず土地買収から含めて、協力がないと進まないわけです。ですから、その前提としてのルートの決定ですね。この点についても地域の皆さんの理解がないと、そのまず進まないという形になります。ただまあ、その段階においては、まずそれを進めるためには、県の方からですね、いろんな観点から計画案を作っただいて、まあ1案になるのか、2案になるのか分かりませんが、それを地域に下ろして、皆さんにいろいろと協議をさしていただく。この点については、県に任せるだけではなくてですね、町も一緒に地域の皆さんの理解を得る努力をしていかなきゃいけません。これについてはね、今の担当課の建設課なり、また場合によってはまちづくり課の職員が担当していただけます。そして、そういうルートが決定されて、具体的な事業展開になってきますと、まあ立ち退きをお願いしなきゃいけないところも出てくるかも知れません。それはあの、ルートによりますから分かりませんが、そういうふうにもいろいろとまあ、それに事業に伴う課題が出た段階でね、町としては当然町の責任を、一緒に県に協力するための体制を作っていかなきゃならないというふうに思っております。ですから、あの、やはり事業は県であり、予算は県の予算、まあ国の予算でね、やっていただくわけですけども、当然地元、町としてそういう地域の町民の皆さんの協力を得、また、町民の皆さん対しての対応については、町も一緒にこれを責任を果たしていかなきゃいけないという事業は出来ないという考え方の中でね、対応してまいりたいと思っております。だから、現段階においてね、今人がいるかどうかではなくって、まあ現段階においては、まず県からひとつの今までの、これまでの取組みを踏まえて、早くまあ1つのルートの提案をいただいて、今後の事業の日程というようなものをですね、基本的な計画というものを出示していただきたいということを、今お願いをしているところです。それが出てからの話です。

〔西田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、西田君。

34 番（西田政幸君） その仕事の量の問題を私ちょっと触れたのはですね、やはりあのルートを決めるにあたりですね、いろんな住民の集会とか、そういうことのね、お世話なんかを、まあ町の職員の方がされるんじゃないかということなんでね、そういうことがかなりな時間的な負担にもなるし、まあいろんなことでちょっとそういうことが気になったわけなんです。それは大丈夫なんでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ですから、今の段階におきましてはね、まあそういうその地域の

皆さんとの話し合い、協議の場を持つとかいう形については、担当課、建設課もありますし、それから南光支所、地域振興課、それぞれ職員も支所長以下おります。そういう職員がです、やはりこの問題、大きな課題として積極的に努力をしまっているということでございます。

〔西田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、西田君。

34 番（西田政幸君） まあ調査費がついたということはですね、今までも全然動きがなかったわけなんです。それがまあ、この度調査費がついたということは、たとえ 400 万であっても、これ大きな前進、第一歩じゃないかと思えますんでね、この機会を逃さずに、またあの、空白期間を空けずに積極的に対応していただきたいということをお願いして、私の質問は終わります。よろしくお願いします。

議長（梶原義正君） 西田政幸君の質問は終わりました。続いて、21 番、山本幹雄君。

〔山本君 登壇〕

21 番（山本幹雄君） 21 番、山本です。町長に次の 2 点について伺う。

まず 1 点目は、佐用給食センターの環境衛生について伺う。旧上月町時代、島根県で給食センターを 2 箇所視察させていただいたことがあります。その後、佐用給食センターも視察させていただきましたが、島根県での視察の後だけに衛生管理に違いがあることに驚きます。島根県で視察した 2 箇所の給食センターは建物も新しく、近代的で単純に比較にならないかも知れませんが、それでも衛生管理に関しては同じように行えるはずで、島根県で見た給食センターは、厨房内と外との区別がはっきりしており、視察に関しても透明ガラス越しに中を見るようになっておりました。また、職員が厨房内に入るときには、エアーカーテンをくぐり、雑菌が厨房内に侵入しないよう管理されていた。厨房内の温度も特に気を使い、作業がしやすく、雑菌が繁殖しにくいよう徹底的に管理されておられた。それに比べ、佐用給食センターといえば、職員が搬出される出口など、搬出時外部との遮断もなく、異物や病原菌が大変進入しやすい状態であるように見受けられた。食品衛生法第 3 条（・・・で、清潔で衛生的に行なわなければならない）と規定されている。「すなわち加工や調理した食品の中に髪の毛やハエなどが入っていたり、原材料の中に虫の卵や幼虫がいたりしたのでは、清潔で衛生的な扱いをしたとは言えない」とあります。「ネズミや昆虫（ハエ・蚊・ノミ・シラミ・ゴキブリなど）は伝染病への媒介をするので、病原伝染病の予防上、これらの駆除は重要であって、環境衛生の大きな問題である」とあります。当然、佐用給食センターにおいては、そういった対策を行なう必要がある。公衆衛生学で「中毒とは体の害になるもの、または、毒になるものが入り、そのために体が悪くなることである。そのうちで、食中毒とは生きた病原菌、またはその生産した毒素、または人体に害のある化学物質によって汚染された飲食物を食べることによって、一定の潜伏期間を経て、腹痛、嘔吐、下痢、発熱などの激しい症状を負い、その原因によって細菌性食中毒、化学性食中毒及び自然毒食中毒に分けられる」とあり、「食中毒を起こりにくくするためには、厨房内の衛生管理に特に気を付ける必要がある。外部よりハエや蚊またはゴキブリにネズミなどを進入させない。ネズミの糞は特に注意である」とあります。また、「作業内の換気と冷房に気を付ける。室内に人が入り、作業をしていると、次第に室内の

空気は汚れてくるから、新鮮な空気を補給しなければならない。気温が 10 度以下になると、寒くて作業効率が悪くなるから暖房をする。26 度以上になると、作業場は特に蒸し暑くなるから、クーラーなど冷房機器を取り付けると良い」とあります。なお、建築物、環境衛生、環境基準では、空気環境の調整について規定しており、中央管理方式の空気調整設備を設けている建物について、1 から 3 があって、4 で「温度 17 度から 28 度」、5 で「相対湿度 40 から 70 パーセント」と規定しております。佐用給食センターの状況を町長はどのように考えられているのか。

次に、町営住宅のオール電化について伺う。芝谷住宅は全室オール電化されていると聞いている。オール電化は光熱費も安くなり、経済的に大変助かっているといった人の話を聞いたことがあります。しかし反面、強力な電磁波が人体に与える影響が問題になっているとも伺っています。各個人で家を新築する場合には、その家庭の状況でオール電化をされるので問題もないと思いますが、公営住宅の場合、いろいろな環境の方が入居を希望されます。新婚でこれから出産をし、子育てをしていこうという方や、年配で心臓が悪く、ペースメーカーをされている方、いろいろな方が入居を希望されていると思います。もし、言われているように電磁波が人体に与える影響が大きい場合、問題になると思う。新たに入居を希望される方が不安を訴え、従来の光熱器具を希望しようとしても、公営住宅の場合、入居者に選択の余地はありません。公営住宅というものは、その性質から考えて、安全対策を十分に施しておくべきであると思う。今後安全対策についてどのように考えているのか、また、今後とも住宅建築においてオール電化化を考えているのか伺う。

2 点についての答弁をお願いいたします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、議長。それでは、山本議員の御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、佐用の学校給食センターの管理についてでございます。佐用給食センターの衛生管理につきましては、特に給食センターの空調設備についてのお尋ねでございますが、佐用給食センターは議員御承知のとおり、平成 17 年の佐用中学校と上月中学校の給食導入計画に伴う施設の拡充として、16 年度事業として開始を行っております。従前の給食センター機能に給食数量の増加に対応できるよう、機能の増加を図ったものでありまして、衛生管理等につきましては考え方というものについては、当然十分に配慮を払わなければならないということについて、何ら考え方に変更はございません。中央管理、空調のですね、システムがあるというようなそういう設備があれば、そういう温度についてですね、26 度以上にならないようにするというようなことが出来ればよいというふうにはなっておりますけれども、まあなかなか厨房設備の中で換気もしなきゃいけないという状況の中で、空調をしても室内温度、すべてをそういう管理をすることは非常に難しいのが現状です。そういう中から空調設備につきましては、食料庫に 2 台、下処理室に 1 台及び厨房に 1 台を設置して、食品等の温度上昇に対応をして、衛生管理に努めているところでございます。特に、火気使用による温度上昇につきましては、厨房内に換気装置を 7 箇所設置をいたしまして、強制換気を行なうように対処をいたしております。今後も当然十分な衛生管理に努めながらですね、給食の作業に当たってまいりたい、そういうふうに思います。また、学校給食施設全体の課題として、施設の老朽化や維持修繕などが増加する中で、基本的な部分の改善や対策が迫られている状況でございますので、今後この新町におきまして旧南光町の給食センター、また三日月の給食センター、そして佐用のこの学校給食センター、こういうセンターのですね、整備改善ということについては、鋭意また計画しながら進め

てまいらなきゃいけないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

次に、町営住宅、芝谷住宅でのオール電化についての質問でございます。芝谷住宅では不注意による火災などの事故発生を最小限に止めて、高齢者でも安全で、安心して住んでいただける住居を提供することを目的に、オール電化仕様となっております。また、光熱費も安く抑えられるメリットもございます。御心配されるように、御指摘のようにですね、IHクッキングヒーターから発生する電磁波が健康に及ぼす懸念があるふうにも言われておりますけれども、実際にそのようなことが科学的な検証として実証はされておられません。メーカーといたしまして、関西電力の協力を得てこのクッキングヒーターを設置しましたけれども、安全であるということで設置をいたしております。ただまあ、妊婦の方とかに対して電磁波の関係がまだまだ研究段階ということも言われておりますので、今後はそういうことについては注意を持って対応していきたいというふうに思っております。現段階におきましては、国際基準の中で安全の範囲ということで、特に問題がないという状況でございます。電磁波は一般の電気製品にも比べ、同レベルの電磁波が出ております。いろいろと心配があるようでしたら、今後入居申込みの段階でオール電化されてることを説明をして、入居をしていただくというふうに対応もしていきたいというふうに思います。

また、今後の建替えにつきましては、当然その建替えの建設委員会等も設置しますし、また専門的にもですね、安全性を第一にその都度検討をして建設してまいりたいと考えております。ただ、やはり何を安全として見るか。やはり先般も火災があったり、町営住宅でのガスの取扱い、火の取扱いでですね、火災が発生しかけたボヤというのもあります。やはりこれから高齢者の方の入居、また子どもさん、だれでもが使える安全でということの中で、電化をするということは、大きな面では安全な設備であるということには間違いはないというふうに思っておりますので、まあ、そういう電磁波等の問題がね、含めて、やはり総合的に電化をした方が安全であるということであれば、今後建替えにおいてもね、こういうオール電化という形も当然検討のうちに入っていていかなきゃいけないというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、山本君。

21 番（山本幹雄君） そしたらあの、佐用の給食センターの方のね、厨房の空調の関係の方でちょっと聞いていきたいと思えますけれども、昨年厨房なりで夏時期、一番温度が上がったんは何度ぐらいあるんですかね、厨房内の方で。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。担当課長、分かりますか。

議長（梶原義正君） はい、課長。

教育委員会総務課長（山口清君） それじゃあ、お答えいたします。佐用の給食センターにおきまして、昨年一番温度が上がった時、9月の13日ですけれども、この日に厨房の中、火気を使ってる状況で、10時ぐらいに通常図るんですけれども、それ34.4度になっており

ます。以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、山本君。

21 番（山本幹雄君） はい。今、34.4 度、約 34 度。鍋島さんがね、今日言われとった一番雑菌が繁殖しやすい温度にかなり近づいているなと思います。中央管理云々というのは、そのね、温度的にはそういうぐらいが一番いんだという考え方がありますね。ほんで、やっぱりあの、食品を仕入れて冷蔵庫に保管するということは、なぜするかいうと、町長、知ってますか。ちょっと聞いてみます。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、いろいろなあの細菌等の繁殖を防ぐために、その繁殖を抑えるための低温で保存するということでございます。

〔山本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、山本君。

21 番（山本幹雄君） だいたい 10 度を境にして急にね、雑菌は増えるという。雑菌の増殖というのは倍、倍でふえますからね、そういうことで 10 度を越えると増えると。ほんで、なぜ冷蔵庫へ入れるかという、先ほど言ったみたいに雑菌の増殖を抑えると。で、作業場の温度が高かったら、それまでいくら冷蔵庫に入れとっても意味がないということになる。だから、作業場内においても適当な温度。ところが、逆に冷め過ぎるとね、今度は作業効率が悪いからあんまり下げるとだめだと言われます。ほんで、この作業というのは時間、雑菌が増えるのは倍、倍原理で増えるんですから、時間勝負でもあります。食品管理は絶対時間勝負。だから、大量に作る時にいかに時間を短くするかという意味で、作業効率というのは絶対考えな。そういう意味で適当な温度というのが必要になると言います。それが 34 度になって、まあ鍋島さんときにもあれだったように、7 箇所のスポットを当てておいても、37 度になるということは非常に雑菌が増えやすいということ。ということは、堺で O157 で食品、食中毒でかなりまあ問題になって、あれ以後結構厳しくはなったと言いながらも、まだやっぱりそういう問題が起きております。で、鍋島さんにも言われとったけど、今までは問題なかったかも分からん。でも、どこでもそうなんです。毎日どこでも今まで過去に起こったところいうても、それまで何回でも起こりながら起こりよんじゃない。いつかポンと起きる。これ、食中毒のだいたい傾向です。いきなりポンと起こる。そういう意味で前年度 34.4 度もなるような厨房内の温度になるということのもまあ存じながら、その後の対策をどういうふうにされたんかないのを、ちょっと伺いたいと思います。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、食品によってですね、サラダ等そういう加熱しないところについてスポットで冷気を当てるといような形をとっておるというふうに思っ

おります。またあの、今言われる調理時間ですね、大抵の場合2,3時間で調理がすべて、ほとんど過熱して終わるわけです。そういうことで衛生、加熱し、またあの、調理期間においてもですね、短時間で調理をして、そしてあったかいまま保温きちっとして、各学校に届けるようにしております。そういう中でですね、衛生について食中毒等については対策としてはまあ、何とか頑張ってやっていけるだろうということで、今回、今、作業をしているというのが現状だと思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、山本君。

21 番（山本幹雄君） はい。そしたら、そういう問題が僕はあると思いますんで、子どもあがせっかく給食センターができて良かったというふうに言えるような状態ね。ただ、常に僕らあから見て、ちょっと何か危ないんかな。職員が汗を流しながら作っているような物を食べてほんまに大丈夫なんだろう。食中毒というのはね、見た目は変わらないんですよ。腐敗菌じゃないですから。食中毒菌と腐敗菌違いますからね。だから、見た目は分からない。だけど、その中で菌が増殖している。だから、子どもたちが安心して食べられるような、いつも安心して食べられるような状態だけを作って、センターの設備についてはまあ今後考えてもらえるという話だったんで、それいつごろだいたい考えてもろとんか、ちょっとだけ伺いたいと思います。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、佐用の給食センターだけでなく、ほかのこのセンターにおいてもですね、まだそういう観点からすれば十分でないというふうに思います。ですからまあ、あの、今度教育委員会、学校の担当の方ですね、実情をよく見て、今技術的にもですね、じゃあ、換気もしなきゃいけないので、どうしても全体をそういう24度、普通25度と言えれば普通の事務作業よりかまだ、夏場のね、設定している作業温度よりかは低い温度ぐらいにしなければいけないということになってしまいます。まあ、そこまで本当にね、下げる必要があるのか。そうじゃなくって、部分的にきっちとスポット的にやっていく方法でね、対応できるのかということもやっぱり研究しながら、まああの、必要な対策については考えていきたいと思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、山本君。

21 番（山本幹雄君） あの、スポットは駄目です。というのは、分かるとおり、そこをいくらやっても、ほかで雑菌が湧いたら何の意味もないんです。それは町長も常識的に考えたら分かる。そこをいくらスポットで当てても、ほかで雑菌が部分も湧いてしまえば何の意味もない。だから、確かにそこはええようでもあってもね、厨房内で雑菌が湧いてしまえば、これはもう先ほど言うたように、食中毒菌というのは見ても分からないわけですから、だから全体をきれいしてやる。これが食中毒の職員の安全管理。これはもうどこへ

行ってもそうであって、それだけを冷やしたらいいというもんで決してない。その点は理解してもらって、まあ、もうちょっと言うてもいんですけども、ただまあ、先ほど言うたようにね、設備の方も今後検討してもらえるとことなんで、早い段階でそういうことをね、きちっとしてもらえよう設備をお願いしたいというふうに思います。

それとまあ、オール電化の方に移らしてもらいます。これ何が安全かいうたら、町長もよう分からんと言うようにね、あの先ほど言われたように火事とかいろいろな問題もありますんで、何が安全か分かりません。オール電化の方がそういった火事等においては確かに安全かも。しかし、あの先ほど言わしてもらったように、妊婦の方とか、ペースメーカー入れられとう方、ペースメーカーというのはあのね、携帯電話もちょっとよくないと言われてますよね。そういう状態の中で、この選択肢がないというのが一番どうかと。確かに科学的に検証されていないと町長は言われてますけども、そう検証されていないということは逆に 100 パーセント安全だということもまだ言えない部分もあるんじゃないかと。ということは、やっぱり入居される方が、先ほど言われたように説明してから入居してもらって言いましたけども、それはちょっと違うのかなと。ということは、そういう問題がある人は、「あんた入るなよ」と言うのと一緒になってしまいますからね。そうじゃなくして、いろんな状態、いろんな環境の中でね、例えば新婚さんがね、まあ入ってくると言うんですよ。そういう方が「私今から何箇月後なんですよ」というときに、こんなんでどうなんですか。「まだ完璧に検証されてませんけど」言うて、「いやー」いうて頭抱えて、「ほな、やめます」というのは、公共の住宅を町民に提供する立場としてはいかなものかなと思うんです。そういった面です。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。そういうふうにもいろいろとお話されますけども、この設備、これも国のひとつの基準なり、いろんな安全性を確保した、認定を受けた上で作られているもの、それを採用して建設をしております。ですからまあ、あの、そういうふうにもね、あの、確かに科学的な問題について私たちが判断をできる立場じゃないんですけども、現在のところそれについては、こういう全国的に国の中で一般的に電磁ヒーターというものがこう使われてですね、そういう設備として今使用されているという。この点から見てですね、あの、既にそれを設置して今使っているわけで、これはこの住宅としてですね、今それを撤去したり、それを変えるということは、これは出来ないというふうに思っております。だからあの、ただそういうことに、まあ非常にいろんな報道もあったり、あのまあ、科学的な報道かどうか分かりませんが、そういうことで心配される方があればですね、住宅についてはそういう設備じゃない住宅もございます。どうしても住宅に必要な方で、しかもこの調理器においては私は不安で困るんだと言われる方がいるようでしたら、まあそういう設備を使っていない住宅の方に選んでいただけるような配慮はね、これはある程度出来るんじゃないかなというふうに思います。

〔山本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、山本君。

21 番（山本幹雄君） はい。あの、今後そういう部分の配慮いう部分はね、まあしてもらわないかんのかなと思ったりもするんですけども、今後ね、住宅を建築する上においてどういうふうな方向でいくのかいうのをちょっと伺っておきたいとします。

議長（梶原義正君）

はい、町長。

町長（庵逄典章君）

まあ、先ほどお話ししましたように、やはり公営住宅、総合的なやっぱり安全ということについては、かなり配慮したものを造っていかなくちゃいけないと思ってます。ですから、こういう問題もですね、まだいろいろと話があって、報道があったりして、心配される向きもありますけども、早くですね、そういうことについてのきちっとした方針が出されればね、これが特に問題がないということであれば、あの、このオール電化というのは、これからの公営住宅にとってですね、非常にまあ安全性の面から善いんではないかというふうに思っておりますから、まああの、その点についてはこれから公営住宅、どのように改築をしていくか、まだまだこれから計画をしていかなくちゃなりませんけども、あの、その段階において十分にまあそういう問題も含めて決定をしていきたいと。今ここで導入するとかしないとかということを結論するような話ではないんではないかというふうに思います。

〔山本君 挙手〕

議長（梶原義正君）

はい、山本君。

21 番（山本幹雄君）

はい。まああの、時間もあれなんでね。ただあの、先ほども何回も言わせてもらってるようにね、あの、今こういう問題は一般家庭はいんです。なぜかと言うと、例えば、僕とこの家であればまあ、もうはっきり言うてもう子育ても終わっとうし、オール電化大いに結構なんです。電気代ね、ガス代、光熱費安くなるでええやないかと。けど、そうではない、いろんな環境があるんだと。これで公営住宅に入る場合はいろんな環境の人が入るんです。それがもう選択肢がないというのが問題になってくる。だから、自分の家だったら自由にこうしたい。オール電化にしよう。それはええかも知れない。でも、公営住宅でしてしまえば、そこへ入る人になったら、それを認めてしまうと。そうじゃなくして、逆にそれも半分あるけど、そうじゃない家もあるし、ガスとかいろんなこととけば、最初からもう問題ないわけありますから。だから、そういうふうなちょっとコスト的には高くなるかも知れないけども、まあコストいうても各家庭でかかるコストですけどね。町だったらかえて設備としては安上がりで済むんじゃないかと思うんですけども。そういう考えになってもらえないかな。

議長（梶原義正君）

はい、町長。

町長（庵逄典章君）

はい。まあその、特にね、公営住宅にしても、まあ賃貸住宅、なかなか入居者が設備を選べるのが出来ない。どちらを選ばれるかというわけにはいかないわけですけど、それはよく分かるんですけども。ただ、ある意味ではガスに不安があったり、こういう電気の方がいんだと言われる方もいらっしゃるかも知れませんが、あのまあ、一般ガスの方がガス代がかかってもいんだと言われる方もあるかも知れませんが、それはやっぱり作る方で十分そういう安全面とか、総合的な面で経済的なものも含めて考えた中で設置したのに入っているということですから。その入居者にそういうことまで含めて選択をしていただいて、どうしますかというわけにはいかないというふうに思います。ですからまあ、建設段階で当然この芝谷住宅を造るときには、山王住宅の段階からそうでしたけども、それまでも住宅の中において火災等の案件がかなりありました。特にこれから高齢化がする中でですね、安全面から考えて、この電化をした方がいいとい

うことで選んだことですから、これはこれで認めいただきたいと思います。

議長（梶原義正君） はい、よろしいか。以上で山本幹雄君の発言は終わりました。続いて、46 番、金谷英志君。

〔金谷君「はい」と呼ぶ〕

〔金谷君 登壇〕

46 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。私は 2 点お伺いします。

まず 1 点目、乳幼児医療費助成制度の拡充を求めて質問いたします。乳幼児に対する医療費の助成は、本町では県が対象年齢を引き下げの中で、就学前を維持しているのは評価出来ます。これを更に充実させることは、子育てしやすい環境を作る上で大切であります。以下、項目で質問いたします。

1、国・県へ国制度の創設・拡充をどう働きかけるのか。

2、対象年齢を引き上げた場合、町の財政負担はどれくらいと見込まれるか。年齢段階ごとに小学校卒業まで、中学校卒業まで、高校卒業までではどうなるか。

次、2 点目、JR 三日月駅前の整備について伺います。三日月駅前は国道 179 号線の整備に合わせて順次工事が進められております。当初の計画では、三日月町の役場前ということもあり、顔としての役割もあるということでした。

その中で 1 点目、新佐用町の中で交通体系や行政上三日月駅前をどう位置づけるのか。

2、利便性の向上の点から、駐車場、駐輪場の整備も必要ではないか。

旧新宮町、たつの市では、利用者に助成して利用者増に取組んでいるが、本町での利用増進策は何か。

以上、町長の答弁をお願いいたします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、議長。はい、それでは、金谷議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

乳幼児医療費の助成制度の拡充をということで、少子化対策に対しての乳幼児に対する医療費の無料化制度の拡充に対する御質問ですが、現在本町で実施しております乳幼児医療費助成制度は、対象年齢は県の制度と同じく就学前までであります。町の単独事業として一部負担金を後日の償還払いとして払戻しし、現実的に無料化となるように実施しております。この事業に対する年間の経費は、今現在 1,050 万円ぐらいでございます。国においても少子化対策として、新年度から児童手当制度を拡充されたことは御承知のとおりでございますが、この乳幼児医療費の無料化についても、各自治体から実施するよう要望が出されております。本町においても単独事業として実施するのではなく、きちっとした国・県の制度として実施いただくよう再三にわたり要望を行っております。今後ともこの要望は続けてまいりたいというふうに思います。

対象年齢を引き上げた場合の町の財政負担についてでございますが、この試算は乳幼児期を過ぎて、小学生、中学生と高齢化になるほど、よほど特異なことがない限り、医療費は低くなることが予想されますので、あくまでも試算の段階でございますが、小学校卒業までを対象とした場合、その対象者数は本年度 1,334 人で、3,360 万円の負担の増が予想されます。また、中学生までを対象とした場合の試算では、668 人が対象となり 1,680 万

円が、更に高校生まで、つまり 18 歳以下を対象とした場合は、人数にして 744 人増え、医療費の一部負担は 1,870 万円くらいが必要ではないかというふうに予想されます。少子化対策子育て支援の施策の大きな拡充にはなることが予想されますけれども、総額 7,000 万近い一般財源が必要となります。直ちに、町単独事業として実施することは困難ではないかというふうに思われますが、今後のいろいろな財政状況を踏まえて、検討課題ではあるというふうに思います。

次に、新佐用町の中で交通体系や行政上三日月駅前をどう位置づけるかという御質問でございます。交通体系につきましては、今後播磨科学公園都市の成熟状況を見ながら、新都市との結びつきを強化するための連絡バス、路線網の構築と、駅前整備を生かした交通体系が検討されるというふうに予想されます。また、行政上の位置づけにつきましては、本町の東の玄関口として位置づけ、姫新線のディーゼル高速化に伴う交流人口の増などを検討して、町の活性化につなげていきたいというふうに思います。

利便性の向上から駐輪場、駐車場の整備も必要ではないかということですが、17 年度に関係者 2 名の立ち退きを受けて、18 年度県によります交差点改良工事施工時に、県に委託して駅前ロータリー整備を行う予定でございます。現在のところ、将来的なバスの乗入れ等を想定している中で、スペース確保の観点から既に農協前に設置しております駐車場以外に特に駐車場の予定はございません。また、駐輪場につきましても、民間の方による施設で対応が可能と考えておりますので、特に今計画には上がっておりません。

たつの市では利用者に助成をして、利用者増に取り組んでおりますが、本町での利用者増の増進策は何かということですが、次に、利用促進の啓発活動や、今後 JR 高速化に向けて観光資源の有効利用や、新たな交流のための環境づくりなどをしていきたいというふうに考えております。平成 18 年度に策定する総合計画の中でも、こういう問題に対しても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、この場での金谷議員の答弁とさせていただきます。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） まずあの、乳幼児の助成制度ですけれども、その国の姿勢に対する町長のその基本的な姿勢をお伺いしたいんですけれども、就学前まで医療費を無料にする、とりあえずですね、国の制度を早期に実現するためとして、国の方に 2002 年請願が出ております。俳優の秋野陽子さんや西田敏行さん、椎名誠さんらが中心になってですけれども、その中で、請願の中で、「子育ての大きな不安のひとつに子どもの病気があります。子どもは病気にかかりやすく、抵抗力が弱いと重症化することが多く、病気の早期発見、早期治療をされる環境が非常に大切です。そのひとつとして子どもの医療費の心配をなくすことは大きな子育て支援になります。どこに生まれ住んでも、子どもは等しく大切に育てなければなりません。そのためには国として制度を創設し、市町村を支援していくことが求められております」というような請願の趣旨ですけれども、この趣旨に対して町長の見解はいかがでしょうか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逎典章君） そういう趣旨に基づいて国においてもですね、そういう制度をきちっと確立していただきたいということで要望をいたしております。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） まあそういう国としてはね、そういういろいろ支援はすると言うんですけども、財政的に支援とかはその制度がありませんからいいですね。その中で、乳幼児制度は子どもの命に、先ほど言いましたように命に直結し、子育て世帯の経済的負担の軽減にとっても大切な制度であります。こういうことをして市町自治体がやることに対してですね、国の方は厚生労働省ですけども、独自助成を実施している自治体に対して国民健康保険の国庫負担削減を調整してペナルティとして科しておられておるといふうに聞いているんですけど、本町でもこの独自政策に対する厚労省あるいは国の方のペナルティはあるのでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逎典章君） いや、私は聞いておりませんし、今、担当者も聞いていないというふうなことをっております。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） まあそういう点が実質としてあるのでしたらね、国の方としてはもっともっと町としてもペナルティがないのであれば、余計そういうふうな拡充をするべきだと思うんですけども。次に、その国会の中の立法審査局というところがあるんですけども、その中で総合調査報告書、少子化高齢化とその対策として重点課題に取り組むための 28 の行動、その中の 22 番目「小児医療体制の充実」、次に「子どもの健康支援」ということが重点課題として挙げられておりますけれども、その中で「2004 年エンゼルプラン」の中で「次世代支援対策推進法」が 2003 年にできましたけれども、それを受けて 2004 年に総務省が住民アンケートをしております。その中で「子どもを持ちたいと思えるようになるため、特に充実が求められているのは何か」というアンケートですけども、一番多いのが教育に伴う経済的負担の軽減 58.6 パーセント、仕事と家庭の両立のための雇用環境 46.1 パーセント、教育費以外の経済的負担の軽減 36.7 パーセント、保育サービスなど子育て支援サービス 33 パーセントと上位を占めておりますけれども、その中でここで問題にするのは、教育費以外の経済的負担の軽減 36.7 パーセントにこの質問はかかってくると思うんですけども、本町でその住民的な求められよう要求としてね、こういう総務省が調査しておりますけれども、実態として本町でこういう要求があるかどうか、つかんでおられますでしょうか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあその総務省がですね、そういう統計的な形で調査を、アンケートですか、されているということですけども、そういうことは調査するまでもなくですね、だいたいそういう子育ての状況を見ますと十分に想定出来ることだと思います。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） そういう住民要求がある中でですね、先ほど聞きました町長の答弁の中でも、その低学年小学校までは 3,360 万、それから 1,600 万、それから 1,800 万と段階ごとにその数字を分けられましたけども、その算定された根拠は何でしょうかね。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、担当課長。

議長（梶原義正君） はい、課長。

福祉課長（内山導男君） はい、お答えをさせていただきます。あの、合併して間近ですので、まだ新町全域のですね、年代別の医療費の集計が出ておりません。そういうこともありまして、今回町長の方が答弁申し上げた数値につきましては、昨年の 12 月現在の乳幼児に関する医療費の平均をとりまして、月額を平均をとりますと、月額の 1 人当たりの医療費が 2,100 円かかっておりますので、それを基に算出をいたしました。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） まあそういうふうに最初の答弁の中でも町長が言われたようにね、年齢が上がるごとにその病気とかがなる率は低くなっていくんですね。ですから、ただ単に乳幼児までのそれを人数に当てはめるといのはね、ちょっと乱暴な、その実態に即してない額になるんじゃないかと思うんですけどもね。その実態を確かめるためにもうちょっと調査するべきやと思うんですけども、その点はいかがですか。

議長（梶原義正君） はい、課長。

福祉課長（内山導男君） あの、おっしゃるとおり最大マックスの数字になろうかと思うんですが、ちょっと年代ごとの医療費の統計数値とまたその係数等を持っておりませんでしたので、とりあえず今回につきましては、1 人の子どもに対する月額の医療費ということで試算をいたしております。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） そういう面で、その実態的に佐用町としてね、負担がどれくらいになるのか、それを調べた上でその政策を立てるんが基本だと思うんですけども、町長その点で新たにね、実態に即した調査結果が出るようなことされるかどうか。それをお伺いしたいと思います。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。今後そういう正確なね、きちっとした数字が出るか分かりませんが、概算で状況を把握するという意味ではですね、担当課においてそういう医療費が実際にどれくらいかかっているかという把握についてのことはさしてみたいと思います。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） 乳幼児医療の支援については、その国はね、行動計画や子どもの支援、それがプランで支援するということですから、必要な財源補償や人的補償はありませんから、そのひとつに、いわゆる自治体、町としてまあ県内、町内に、一番身近な町にその大きな負担がかかってくるわけですが、そういうことを自治体単にするとなればね、先ほど町長言われたように大変な負担ですから、国・県に求めて、その中でやれることは、住民的な要求があるわけですからやってほしいと思いますけれども、それを求めて、次、駅前についてに移りますけれども。

駅前について先ほど光都やそのテクノに関してね、そのあらかじめ総合計画の中で今後考えていくんだということでありましたけれども、当面の問題として、高原都市光都との関連では県立大できますし、また来年には県立中学もできるということで、リハビリテーションもできております。その上で、計画の中でやられるんは大事ですけども、当面ですね、東の玄関口と位置づけられた三日月の駅前としてはね、バス、ロータリーもあることですから、テクノとの関連ではその重要性はどういうふうな認識されておりますかね。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、テクノのひとつの玄関口になるわけです。まああの、駅としてはJRの西栗栖駅とか姫新線ではですね、まあ三日月駅と。三日月においてもテクノの西側からの進入のところになります。そういう中で駅というのはひとつのターミナル、交通の拠点になるわけで、そういう観点から駅前整備ということが旧三日月町です、私は進められてきていると思いますし、その駐車場等質問がありますけれども、そういう問題も含めて、私はもう既にですね、この計画が実施されてですね、今実施段階であると、計画段階ではなくてね、実施段階であるというふうには認識をいたしております。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） そのテクノの関してはね、あの、佐用町の方なんかでしたら、一旦相生まで出て、まあ智頭線を引き継いでしてね、一旦相生まで出て、それから相生からそのバスで上がってくる、その公共交通機関が相生からの路線しかないですから、近くにかかわらずね、一旦大回りするようなことも考えられる、実際そういうふうにしておられる方もあると聞くんですけども、近くでしたらね、佐用から三日月駅まで行って、三日月駅からテクノに上がる方がよっぽど距離的にも近いし、時間的には短縮にもなると思うんですけども。その点ですね、その佐用から智頭線でよく利用され、智頭線が利用率は高いと思うんですけども、智頭線で佐用で降りていただく。それから、佐用から三日月まで回って、バス路線なりね、考えていくことが大切だと思うんですけども。18 年度予算の中でも地方バス 3 路線の中で 1,200 万の予算が組んでおられますけども、その中で当面必要じゃないかと思うんですけどね、これはまあ別の路線ですけども、重要な路線だとテクノの関してはね、三日月からテクノを結ぶ路線っていったら重要な路線だと思うんですけども、いかがですか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 財政課長、今年その神姫バスが 2,200 万。

財政課長（小河正文君） 1,200 万。

町長（庵逄典章君） 1,200 万ですね。はい、あのまあ、現在テクノの中にですね、養護学校、 magari ハビリのランチ、福祉施設がいろいろと充実を、建設をされております。またあの、企業においてもですね、新たに新しい工場を企業誘致も進められております。そういう科学公園都市の成熟なり、いろんな施設の拡張に伴いまして利用が増えてくる。そういうことを捉えた中でですね、当然あの、そういう交通機関についての問題。これはあの、神姫バスなり、ウエスト神姫に路線バスとしてまあその、設置、運行していただくとか、そういうことがまず一応考えられると思います。そういう要望をしていきたいと思えますし、そういう状況になることが前提ですので、まあ当面は早くのこの科学公園都市の成熟に向けて努力をしていかなきゃいけないと思っております。まあ、そうなったときに利用が増えてですね、バス路線の運行も必要であるということであれば、あの、それぞれ上月、佐用、そして南光通して三日月の駅をロータリーとして、そこで時間的なものを設定してですね、テクノとを結ぶというような路線、そういうことが考えられるというふうに思います。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） 次、駐車場ですけども、その今の駐車場は考えてられないということですけども、三日月石油の隣、西側ですね。それから、岩井工業の前のところですけども、179 号線の歩道に関してはもう県の方で買収されてると。それから、線路の間、ちょっと、今、実際車は職員の方とか、それから駅利用される方が停められるところですけどもね、そこは今まで委託、委託いうかね、その借上げて、その駐車場として利用してたわけですけども、当面はその場所を利用できる。それと、それから三日月支所の駐車場ですね、それもずっと利用して、その姫新線を利用される方が利用できるようにはなるかと

思うんですけども、今支所周辺の駐車場、それから、三日月石油西側の駐車場、それを利用できるんじゃないかと思うんですけども。その点はいかがですか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、その辺の点については、建設課野村課長の方がよく承知しててと思いますから、課長から答弁。

議長（梶原義正君） はい、課長。

建設課長（野村正明君） 御指摘の土地につきましては、あの、議員おっしゃるように利用はできると思いますけども、実際僕自身がね、姫新線の駅から行くときに、果たしてそんな遠いところへ停めるかないう心配もあろうかと思います。ただ、あの、そうは言っても、駅はあくまで旧町単位で言えば三日月の顔ですから、やはりそういうふうな場所は確実に借地なり、自分の町の土地としてあるわけですから、そういった整備もですね、念頭に置きながら整備すべきかなというふうには思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） その役場庁舎として、その支所までね、駐車場が私は遠いとは思わんですよ。実際、今駅前に停めれる場所があるから止めとってですけどね、ロータリーができてもう整備されてまうから、それはもう農協の駐車場は農協として、農協が使われるわけですから、使われないということですから、その駅になればね、実際歩いてでも私は利用されると思うんですね。だから、そういう面では、その、役場が借上げるなりして、今実際その町の財産として駐車場があるわけですから、それを利用できると思うんですけどもね。短期的には当初。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、私もまだ整備の計画の状況を見て、まあ必要であればそういう整備についても今後担当課とともに協議をしてみたいと思います。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） 今現状にある駐車場を利用するということではそうなんですけども、長期的にですね、今駅前全体を、周辺を整備していますから、地元の所有者の土地持ってる方の理解も協力も必要ですけども、その中で駐車場の整備、今畑のこととかね、農地法の関係もありますでしょうけども、裏の田んぼの整備とかね、そういうふうなんもいろいろ計画の中では考えていくべきだと思うんです。長期的にそういう駐車場の整備は

どういふふうにお考えでしょう。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、やっぱり利用者なり、今その動向も踏まえて、また逆にまあそれを利用者を増やしていくためのという事業の中で必要性があればということになると思います。あの、周辺ですね、用地がどれくらいあって、どのように利用できていくかということについても、まあ基本的なやはり検討を加えた上でですね、実際に実施していくかと、できるかどうか、また実施していく必要があるかどうか、その点十分に検討を加えていかなければならない問題だと思います。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） 駐輪場ですけど、実際駅前駐輪場持っている方が民間で営業されてますからね。今、仮の整備してますから、仮の倉庫いうかね、車庫でやっておられますけれども、新宮町のその先ほど、旧新宮町で補助ですけれども、自転車預かりに対する補助なんですね。利用される方に自転車預かりしたら、今民間、三日月でやってる民間の方に直接町が払てきたい。たつの市になってそれが継続されるかどうか、また新しい新年度でそれが継続されるかどうかは分かりませんが、それはひとつの利用増の方策であります。

それから、これはたつの市がやってるわけではないんですけれども、たつの市の職員の互助組合の中でこの姫新線の姫路までですけども、姫路までの回数券を買って、その回数券を互助会などから販売すると、そういう方向もやっておられるわけですね。ですから、そういう方向もして、実際これが利用増に結びつきますから、そういう点での佐用町の方角というのはどうでしょうかね。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあこうして姫新線もですね、ディーゼル高速化という事業が決まりました。その後ですね、利用増進についていろんな形でこれの方策をしてやっていかなきゃいけないと思っております。まああの、今、金谷議員がお話のようなね、他町でやってきたそういう問題についてもひとつの参考にさせていただいて、今後の検討材料にしたいと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） はい。まず、町発展に向けて交通体系の整備をもって、私の質問

を終わります。

議長（梶原義正君） 以上で、金谷英志君の質問は終わりました。

ここでお諮りいたします。あと、2 名の方の質問が残っておりますが、明日の予定との絡みもありますので、本日はこれで終了いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議なしと認めます。これにて本日の日程は終了いたします。

次の本会議は、明 3 月 8 日、午前 10 時より開会いたします。それで、あの、一般質問のあと、総括質疑を行いますので、あの、それぞれ御準備をして御出席をいただきたいと思います。

〔「補正予算は別やろ」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 補正予算は別。どなたも御苦労さまでした。

午後 4 時 2 6 分 散会